

紀の川市
子ども・子育て支援事業計画
(平成27年度～平成31年度)
(素案)

平成27年3月

紀の川市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の対象	2
第5節 計画の策定体制	2
第2章 紀の川市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	4
第1節 少子化の動向	4
第2節 家族の状況	11
第3節 就労状況	13
第4節 保育・教育関連の状況	15
第5節 母子保健の状況	20
第6節 各種手当・助成制度の状況	22
第7節 地域における子育て支援のための資源	23
第8節 アンケート調査結果からみた住民の子育て意識等	24
第9節 次世代育成支援行動計画(後期計画)の数値目標の進捗状況	32
第3章 計画の基本的な考え方	36
第1節 基本理念	36
第2節 基本的な視点	37
第3節 基本目標	38
第4節 次世代育成支援計画における施策の体系	40
第4章 次世代育成支援行動計画における個別施策の展開	41
第1節 親子の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり	41
第2節 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備	44
第3節 家庭における子育て支援の充実	46
第4節 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	49
第5節 地域における子育て支援の充実	52
第6節 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実	54
第7節 主要事業の目標事業量	56

第5章 計画の推進体制.....	66
第1節 計画の進捗状況の管理及び評価.....	66
第2節 関係機関の連携.....	66
第3節 地域の人材の確保と連携.....	66
第4節 社会経済情勢等に対応した計画の推進.....	66
資料.....	67
1. 紀の川市子ども・子育て会議条例.....	67
2. 紀の川市子ども・子育て会議委員名簿.....	68
3. 計画の進捗.....	69

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年、我が国では、急速な少子・高齢化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、都市部における待機児童の増加や地方における子どもの減少等、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大し、地域格差による複雑化が進んでいることから、様々な課題解決を図るため、新たな支援制度を構築することとなりました。

これらに対応するため、「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定され、新たな制度のもと、市町村においては、幼児期の教育・保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を進めることとなっています。

紀の川市においては、平成22年に策定した「紀の川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進し、住民が子供を産み育てることに喜びや楽しさを感じ、安心して子育てができる環境づくりを目指し、事業・施策に取り組んできました。

教育・保育の具体的な提供体制の整備にあたっては、平成22年に「紀の川市公立保育所再編計画」を策定するなど、認定こども園の整備、預かり保育のあり方について継続的に検討を進めている状況です。

こうした背景を踏まえながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「紀の川市 子ども・子育て支援事業計画」(仮称)(以下「本計画」をいう。)を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市の子育て・子育て支援のための計画として位置付けます。

特に、子どもたちが基本的な生きる力を獲得するために、最も基礎であり重要な時期である乳幼児期(就学前児童とその保護者を対象)までを中心とした計画とします。

また、次世代育成支援行動計画(後期計画)を継承する形で、本計画内に施策を盛り込んでいきます。

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズ、または地域における開発等による人口変動に柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
次世代育成支援行動計画(後期計画)								見直し	次期計画		
				見直し	子ども・子育て支援事業計画						

第4節 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭及びそれを取り巻く地域、事業所、行政等すべての個人、団体が対象となります。

なお、この計画における「子ども」とは、概ね 18 歳未満とします。

第5節 計画の策定体制

1. アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「紀の川市子育てに関する調査」を実施しました。

- 調査期間 平成 25 年 12 月 13 日(金)～平成 25 年 12 月 25 日(水)
- 調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収率等

対象	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	1,005	415	41.3%
小学校児童保護者	810	217	26.8%

2. 紀の川市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、地域の子育て関係団体・機関等で組織している「紀の川市子ども・子育て会議」において、計6回の審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

3. パブリック・コメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

○実施期間平成 27 年 1 月〇〇日～平成 27 年1月〇〇日

第2章 紀の川市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

第1節 少子化の動向

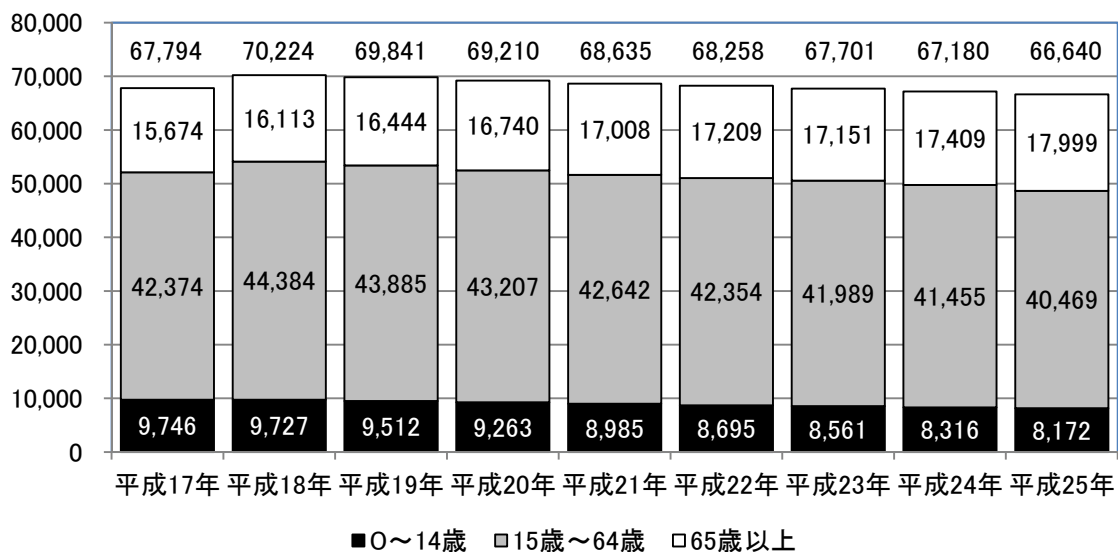
1. 人口の推移

人口の推移をみると、平成18年までは増加傾向が続いていましたが、平成25年には5%ほど人口が減少し、66,640人となっています。平成18年以降は、微減傾向が続いています。

年齢3区分別にみると、0～14歳(年少人口)は、昭和60年以降一貫して減少傾向にあり、平成17年に1万人を割り込み、それ以降も減少傾向に歯止めがきかず、平成25年には8,172人と平成17年より1,574人減少し、16.2%の減少となっています。

一方で、65歳以上(老年人口)は一貫して増加傾向が続いており、平成25年には17,999人と平成17年より14.9%の増加となっています。

【総人口の推移】



2. 人口動態

平成 17 年度以降の人口動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、年々減少数は増加傾向にあります。一方、転出数が転入数を上回る社会減も続いています。

純増減は平成 25 年度で、617 人減少しています。

年	自然動態			社会動態			純増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成17年度	464	668	-204	1940	2080	-140	-344
平成18年度	447	706	-259	1799	1957	-158	-417
平成19年度	458	742	-284	1658	2044	-386	-670
平成20年度	449	796	-347	1662	1926	-264	-611
平成21年度	404	714	-310	1566	1682	-116	-426
平成22年度	478	792	-314	1533	1761	-228	-542
平成23年度	470	809	-339	1490	1700	-210	-549
平成24年度	427	768	-341	1508	1749	-241	-582
平成25年度	405	853	-448	1658	1827	-169	-617

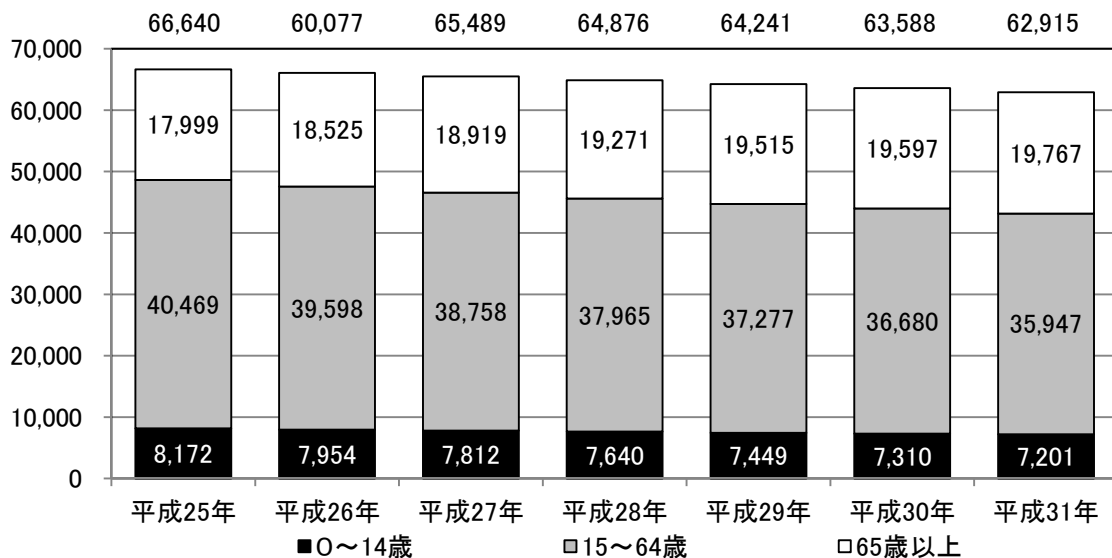
資料:住民基本台帳

3. 推計人口の推移

今後の人口の推移をみると、平成 25 年以降、人口は減少傾向が続く見込みとなっており、平成 31 年には 62,915 人となると推計されています。

年齢3区分別にみると、0～14 歳(年少人口)、14～64 歳は年々減少傾向が続く一方、65 歳以上(老年人口)は増加傾向が続く見込みであり、少子高齢化がさらに進行することが予測されます。

【将来の推計人口】

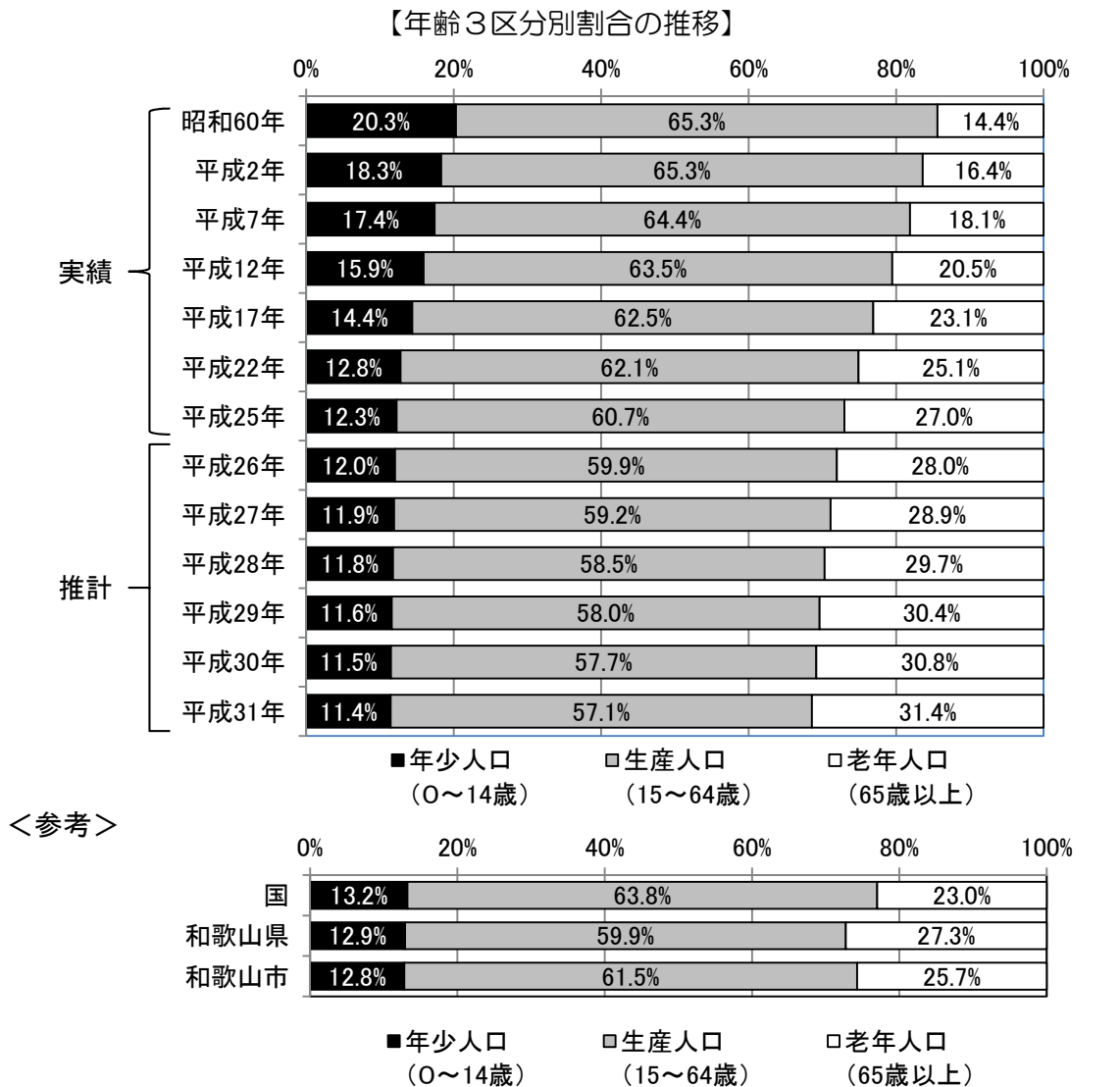


4. 年齢3区分別割合の推移

0～14歳(年少人口)比率は、昭和60年には20.3%でしたが、年々減少し、平成25年には12.3%となっています。一方、65歳以上(老年人口)比率は、昭和60年には14.4%であったのが、年々上昇し、平成25年には27.0%となっています。

平成22年について、県や国と比べると、本市の年少人口比率は国平均や県平均より若干低い水準となっています。

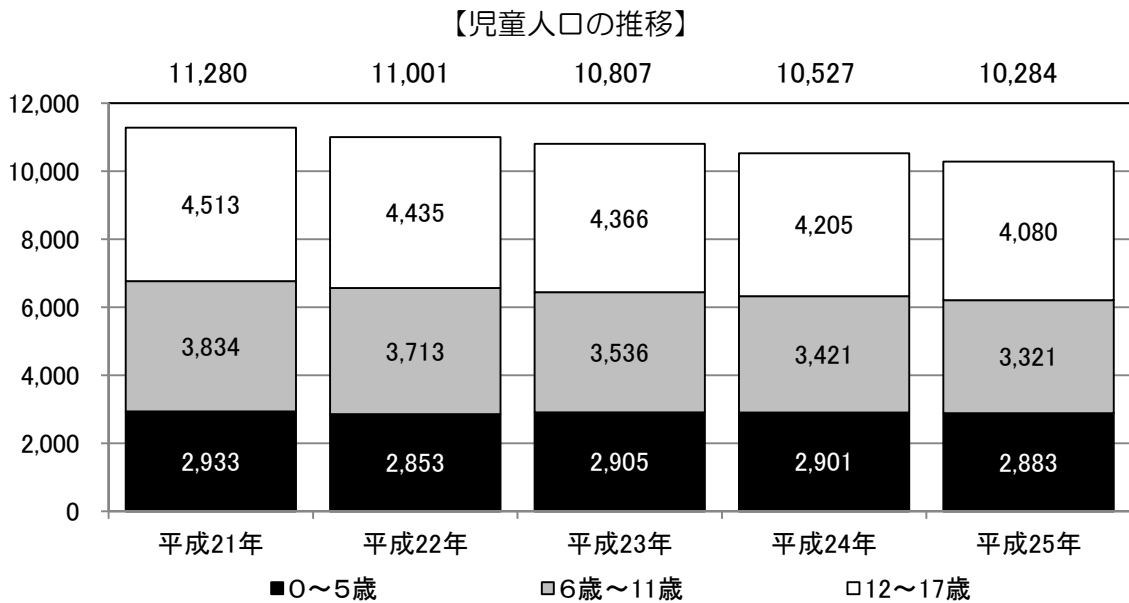
将来の年齢3区分別割合については、現状のまま推移すると、平成31年には年少人口比率は11.4%まで落ち込み、逆に老年人口比率は31.4%に達すると見込まれます。



資料:平成22年までは国勢調査 平成25年は住民基本台帳 平成26年以降は推計人口

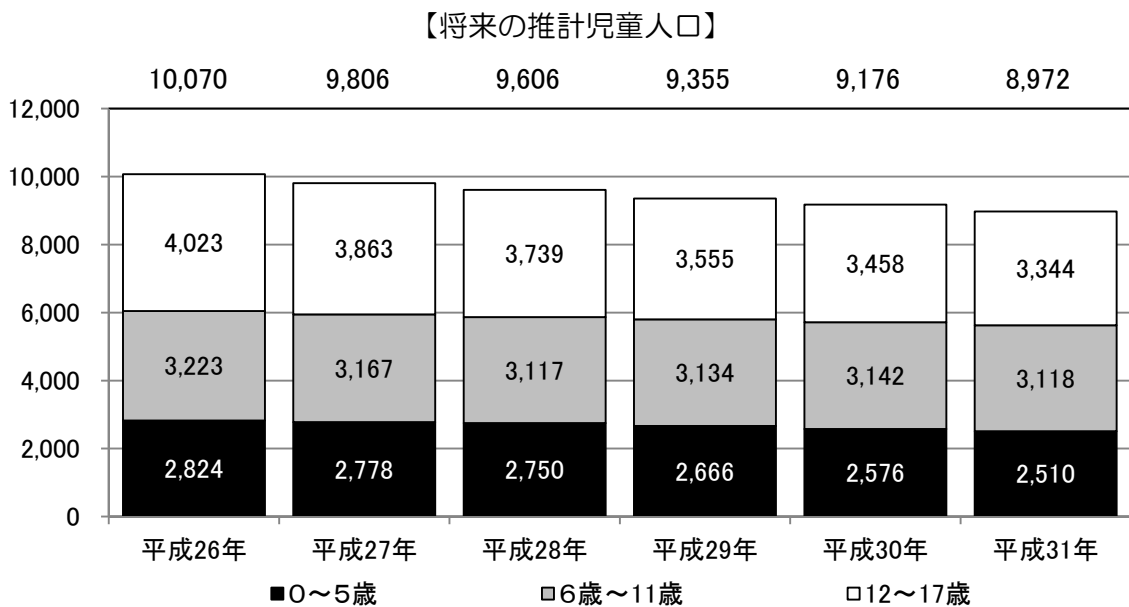
5. 児童人口

平成 21 年以降の児童人口の推移をみると、いずれの年齢区分も減少傾向にあり、平成 21 年には 17 歳以下の人口は 10,284 人となっています。



6. 推計児童人口

児童人口の推計については、いずれの区分も徐々に減少傾向にあります。

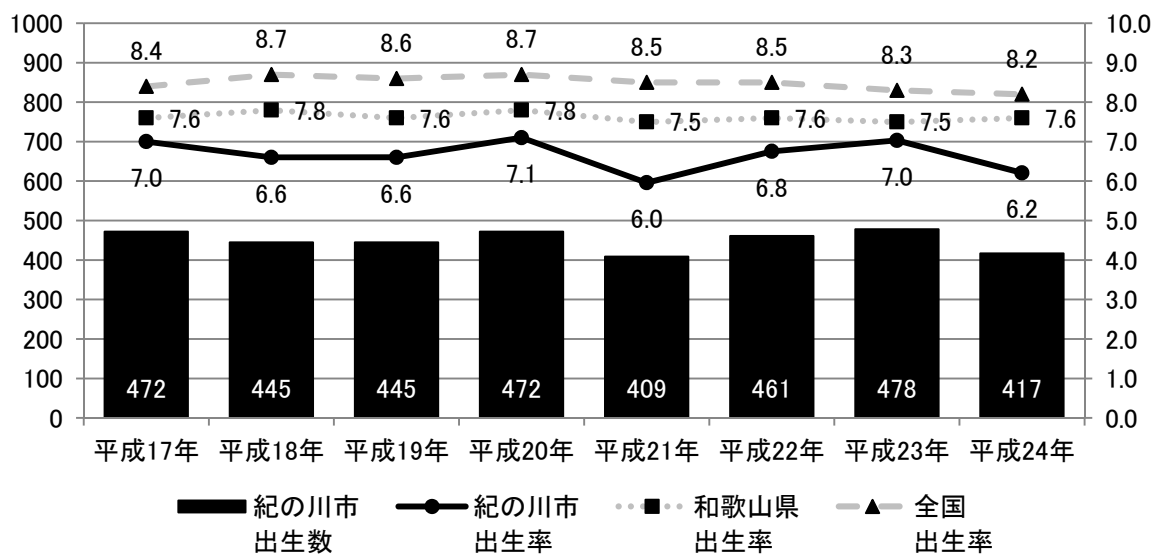


7. 出生の動向

本市の出生数は、平成17年以降は409人～478人の間で増減を繰り返しています。出生率(人口千人に対する出生数)は、和歌山県平均や全国平均を下回っています。

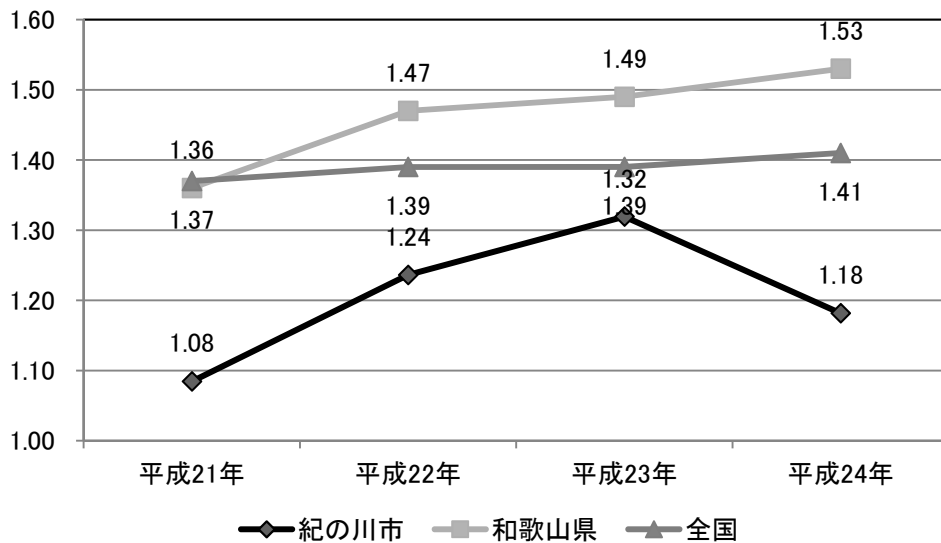
また、本市の合計特殊出生率は、国や県の平均を下回っており、人口増減の分岐点である2.07を大きく下回っています。

【出生数と出生率の推移】



資料：市・県：人口統計 国：厚労省 男女共同参画資料

【合計特殊出生率の推移】



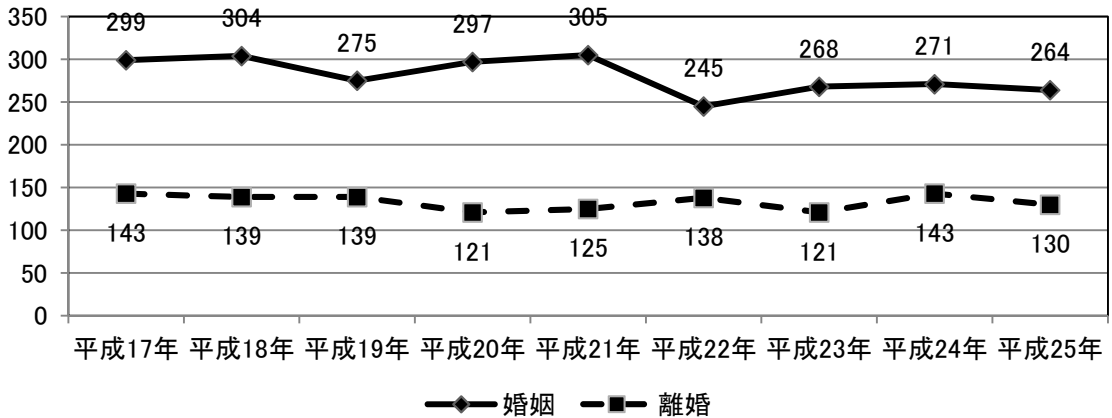
資料：市・県：人口統計 国：厚労省 男女共同参画資料

8. 婚姻・離婚の状況

結婚の動向をみると、平成 25 年の婚姻数は 264 件、離婚数は 130 件で、平成 17 年以降、婚姻数離婚数ともに増減を繰り返しています。

次に、紀の川市の年齢階級別未婚率をみると、平成 22 年では、25～29 歳までは男女ともに半数以上、30～34 歳でも男性の4割、女性の3割が未婚者となっています。しかしながら、全国及び和歌山県平均と比べると、30 歳以上では男女ともに、本市の未婚率は低い状況となっています。

【婚姻数と離婚数の推移】



【年齢別未婚率】

		15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成12年	全国	92.9	87.9	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	和歌山県	99.5	99	89.8	84.9	63.4	50.2	36.8	23.3	20.6	11.9
	紀の川市	99.6	99.2	92.0	88.4	64.5	52.5	33.7	20.1	16.4	8.0
平成17年	全国	99.6	99.1	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4
	和歌山県	99.7	99.2	91.3	86.5	66.0	55.4	41.5	28.6	26.9	16.9
	紀の川市	99.9	99.2	94.0	89.9	68.6	59.4	40.9	27.0	22.5	14.1
平成22年	全国	99.0	98.9	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
	和歌山県	99.5	99.1	91.3	86.7	68.5	58.4	43.7	32.6	32.1	20.9
	紀の川市	99.7	99.2	92.6	87.8	72.6	63.1	43.6	32.6	29.4	18.6

資料：国勢調査

第2節 家族の状況

1. 世帯の動向

本市の世帯数は、平成7年には20,000世帯を超え、その後も増加傾向が続いています。一方、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にあり、平成7年の3.40人から平成22年には2.84人と0.56人減少し、家族の少人数化が進んでいます。全国や和歌山県平均と比べると、1世帯あたりの人員は多くなっています。

世帯構成の動きをみると、単独世帯、夫婦のみの世帯、片親と子からなる世帯は年々増加しているのに対し、夫婦と子どもからなる世帯、その他の親族世帯は減少しており、世帯構造においても小規模世帯の割合が高くなっています。

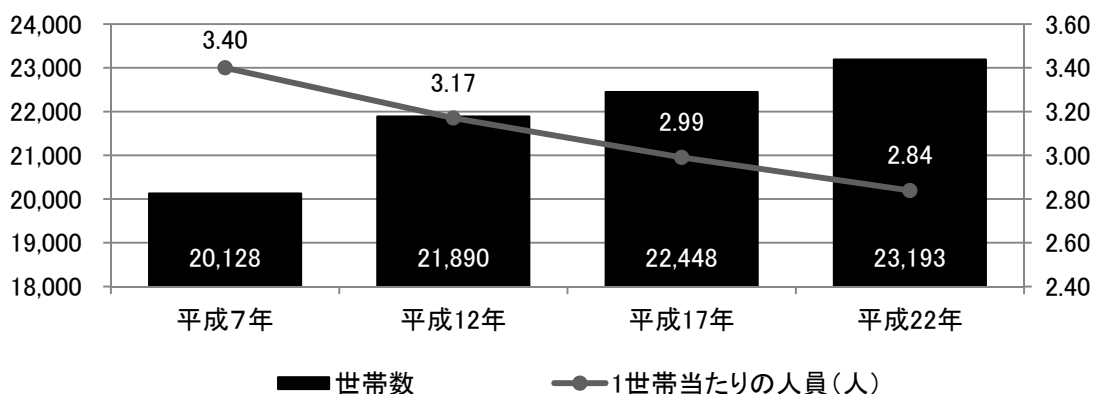
【世帯数等の推移】

(単位: 上段=世帯、下段=%)

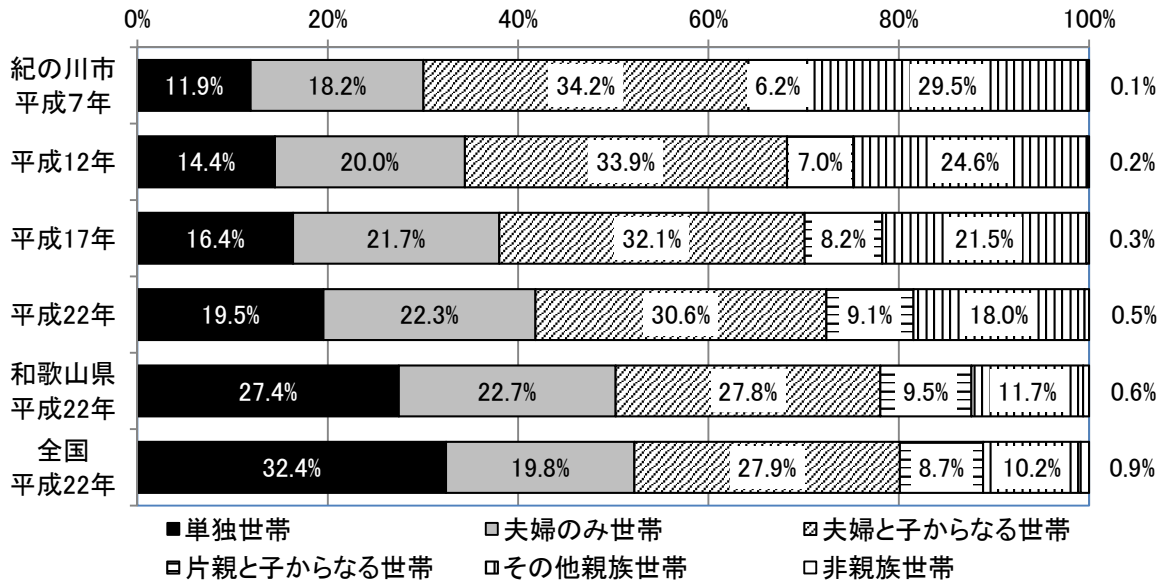
		紀の川市				和歌山県	全国
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
一般世帯	世帯数(世帯)	20,128	21,890	22,448	23,193	392,842	51,842,307
	割合(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%
単独世帯	世帯数(世帯)	2,394	3,162	3,671	4,531	107,692	16,784,507
	割合(%)	11.9%	14.4%	16.4%	19.5%	27.4%	32.4%
核家族世帯	世帯数(世帯)	11,772	13,306	13,898	14,374	235,949	29,206,899
	割合(%)	58.5%	60.8%	61.9%	62.0%	60.1%	56.3%
夫婦のみ世帯	世帯数(世帯)	3,654	4,370	4,864	5,167	89,362	10,244,230
	割合(%)	18.2%	20.0%	21.7%	22.3%	22.7%	19.8%
夫婦と子からなる世帯	世帯数(世帯)	6,877	7,411	7,204	7,088	109,077	14,439,724
	割合(%)	34.2%	33.9%	32.1%	30.6%	27.8%	27.9%
片親と子からなる世帯	世帯数(世帯)	1,241	1,525	1,830	2,119	37,510	4,522,945
	割合(%)	6.2%	7.0%	8.2%	9.1%	9.5%	8.7%
その他親族世帯	世帯数(世帯)	5,935	5,374	4,816	4,169	46,025	5,308,648
	割合(%)	29.5%	24.6%	21.5%	18.0%	11.7%	10.2%
非親族世帯	世帯数(世帯)	27	48	63	111	2,444	456,455
	割合(%)	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.6%	0.9%
1世帯あたりの人員(人)		3.40	3.17	2.99	2.84	2.55	2.47

資料: 国勢調査

【紀の川市の世帯数及び1世帯あたりの人員の推移】



【世帯構成の推移】



2. 6歳未満、18歳未満の親族のいる世帯数

一般世帯で6歳未満のいる一般世帯及び18歳未満のいる一般世帯ともに、平成12年に比べて平成22年には大きく減少しています。

6歳未満のいる一般世帯及び18歳未満のいる一般世帯の割合を比べると、本市は全国と同じで、和歌山県よりは低い水準となっています。

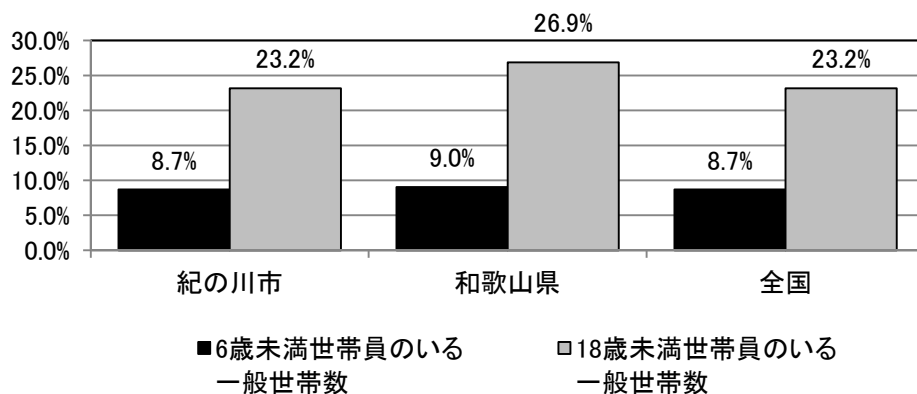
【6歳未満・18歳未満の児童のいる世帯の推移】

(単位:世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	21,890	22,448	23,193
6歳未満世帯員のいる一般世帯数	2,894	2,436	2,095
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	7,669	6,834	6,231

資料:国勢調査

【6歳未満・18歳未満の児童のいる世帯の割合】(平成22年)



第3節 就労状況

1. 男女別就労状況

男性の就業人口は、平成7年以降減少傾向にあり、女性の就業人口は平成17年までは増加していましたが、平成22年では減少し、平成22年での総就業人口に占める女性の割合が44.1%となっています。

平成22年の就業人口について、産業別の割合をみると、本市は男性では第2次産業が、女性では第3次産業が最も多くなっており、全国や和歌山県平均と比べても同様の傾向が見られます。

【産業別就業人口の推移】

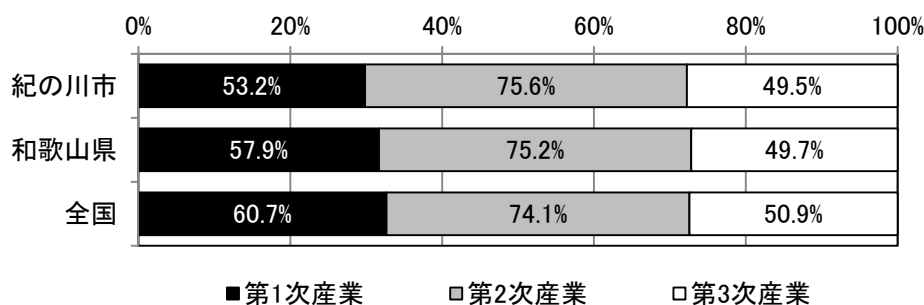
(単位:人)

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	20,517	14,339	19,975	14,688	19,162	15,079	17,569	13,859
第1次産業	4,000	3,987	3,596	3,683	3,585	3,587	3,135	2,758
第2次産業	6,475	2,471	6,423	2,323	5,620	1,963	5,067	1,637
第3次産業	10,013	7,864	9,932	8,664	9,797	9,409	9,116	9,298
分類不能	29	17	24	18	160	120	251	166

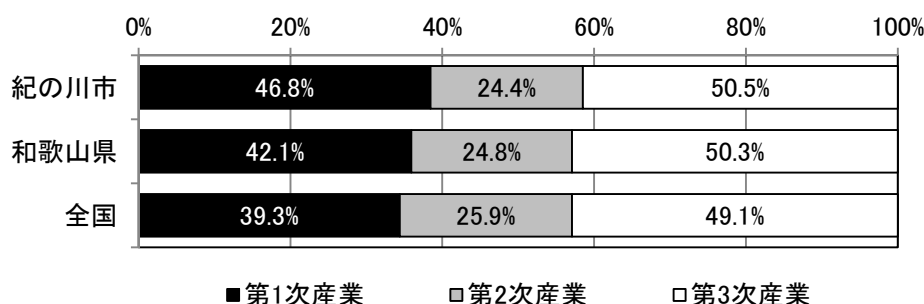
資料:国勢調査

【産業別人口の割合】(平成17年)

<男性>



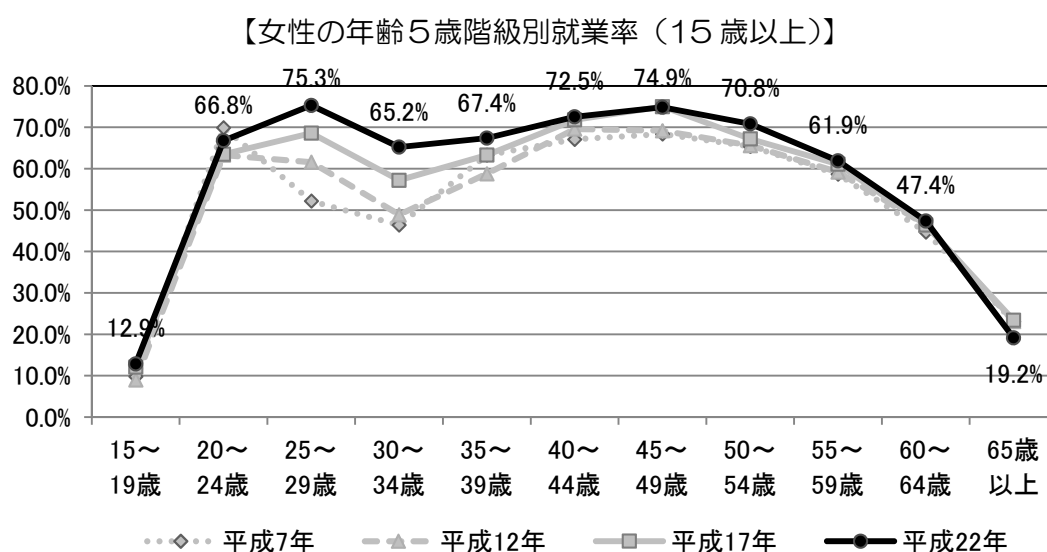
<女性>



2. 女性の年齢別就業状況の推移

女性の年齢階級別就労率をみると、20～24歳と65歳以上を除くと、どの年齢も平成22年が最も高くなっており、女性の就業が進んだことがわかります。

特に25～34歳の年齢層で増加しており、晩婚化によっていわゆるM字型カーブの頂点の年齢が高くなるとともに、30～34歳の出産・育児にかかわる年齢層で離職が減少したことにより、M字型カーブの傾向がゆるやかになっています。



3. 昼夜間人口比率

本市は就業場所や高校・専門学校・大学が少ないため、平成22年の昼夜間人口比率（夜間の人口＝常住人口に対する昼間の人口の割合）は90.8%と、昼間人口の方が夜間人口より少なくなっています。

【昼夜間人口比率】

（単位：人、％）

	紀の川市		和歌山市	岩出市	紀美野町	かつらぎ町
	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年
昼間人口	60,605	59,781	386,753	42,449	9,654	17,703
常住人口 （夜間人口）	67,862	65,840	370,364	52,882	10,391	18,230
昼夜間 人口比率	89.3%	90.8%	104.4%	80.3%	92.9%	97.1%

第4節 保育・教育関連の状況

1. 保育所の状況

本市の認可保育所は、平成20年から公立14か所、私立3か所の合計17か所となっており、平成24年に調月保育所を廃止し、名手保育所を民営化したことにより公立12か所、私立4か所の合計16か所となっています。

入所児童数は、公立保育所では定員数を下回り、60%台の在籍率となっています。一方、私立保育所の在籍率は年々上昇し、平成21年度～平成23年度では100%を超える状況となっていました。ここ数年定員内で収まっています。

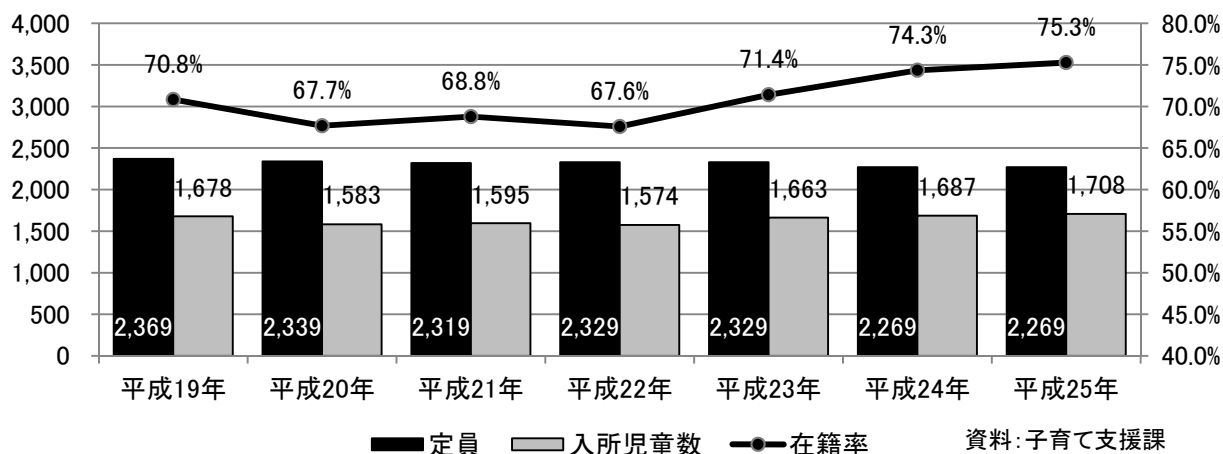
公立・私立を合わせた入所児童数は、年々微増傾向にあり、平成25年で1,708人となっています。

【認可保育所の状況】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
保育所数	17	17	17	17	16	16
保育所定員	2,339	2,319	2,329	2,329	2,269	2,269
保育所入所児童数	1,583	1,583	1,574	1,663	1,687	1,708
0歳児	18	20	29	32	29	27
1～2歳児	247	306	307	342	354	410
3歳児	397	397	402	437	410	383
4～5歳児	921	872	836	852	894	888
保育所の整備実績	粉河定員変更(170→140名)	粉河定員変更(140→120名)	れもん定員変更(90→100名)		調月廃止 名手民営化	安楽川民営化

資料：子育て支援課(各年4月1日)

【認可保育所入所児童数及び在籍率の推移】



【保育所別の児童数の推移】

(単位:人)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
こばと保育所	定員	200	200	200	200	200	200	200
	計	187	172	187	191	203	194	199
なるき保育所	定員	180	180	180	180	180	180	180
	計	148	133	135	127	146	140	153
八王子保育所	定員	60	60	60	60	60	60	60
	計	27	23	22	32	40	31	28
川原保育所	定員	90	90	90	90	90	90	90
	計	45	41	39	37	34	36	27
長田保育所	定員	120	120	120	120	120	120	120
	計	68	66	62	54	48	51	49
竜門保育所	定員	120	120	120	120	120	120	120
	計	47	38	38	42	41	39	39
鞆淵へき地保育所	定員	30	30	30	30	30	30	30
	計	19	5	6	6	5	4	4
名手保育所	定員	240	240	240	240	240		
	計	201	170	176	174	183		
安楽川保育所	定員	204	204	204	204	204	204	
	計	134	136	142	128	149	204	
調月保育所	定員	60	60	60	60	60		
	計	37	32	24	30	29		
中貴志保育所	定員	165	165	165	165	165	165	165
	計	108	102	91	85	91	89	90
東貴志保育所	定員	150	150	150	150	150	150	150
	計	84	86	89	78	88	98	98
西貴志保育所	定員	150	150	150	150	150	150	150
	計	93	73	71	70	78	85	89
丸栖保育所	定員	150	150	150	150	150	150	150
	計	82	94	88	86	77	85	85
公立保育所 計	定員	1,919	1,919	1,919	1,919	1,919	1,619	1,415
	計	1,280	1,171	1,170	1,140	1,212	1,056	861
	在籍率	66.7%	61.0%	61.0%	59.4%	63.2%	65.2%	60.8%
れもん保育園	定員	90	90	90	100	100	100	100
	計	88	94	105	113	107	114	104
粉河保育園	定員	170	140	120	120	120	120	120
	計	132	122	114	109	125	124	131
名手保育園	定員						240	240
	計						193	196
安楽川保育園	定員							204
	計							215
ながやま保育園	定員	190	190	190	190	190	190	190
	計	178	196	206	212	219	200	201
私立保育園 計	定員	450	420	400	410	410	650	854
	計	398	412	425	434	451	631	847
	在籍率	88.4%	98.1%	106.3%	105.9%	110.0%	97.1%	99.2%
合計	定員	2,369	2,339	2,319	2,329	2,329	2,269	2,269
	計	1,678	1,583	1,595	1,574	1,663	1,687	1,708
	在籍率	70.8%	67.7%	68.8%	67.6%	71.4%	74.3%	75.3%

資料:子育て支援課(各年4月1日)

3. 幼稚園の状況

本市の幼稚園は、平成21年度現在、私立が3園あり、平成18年度以降の入所児童数をみると、年々減少しています。平成25年度の入所児童数は172人、在籍率は40.5%となっています。

【幼稚園の状況】

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
就学前児童数(人)		586	554	522	520	515	545
私立	園数(園)	3	3	3	3	3	3
	園児数(人)	220	178	163	165	173	172
	3歳児(人)	56	50	53	52	63	53
	4歳児(人)	70	56	53	58	53	65
	5歳児(人)	94	72	57	55	57	54
就園率(%)		51.8%	41.9%	38.4%	38.8%	40.7%	40.5%

資料:学校基本調査(各年5月1日)

注記:就園率=入所児童数÷就学前児童数

4. 小学校の状況

本市の小学校は、平成25年度現在、公立が16校あり、児童数は3,268人となっています。出生数の減少に伴い、児童数は減少傾向が続いています。

【小学校児童数等の推移】

(単位:人)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学校	学校数(校)	17	17	16	16	16
	学級数(学級)	158	153	154	158	162
	児童数(人)	3802	3684	3502	3375	3268
	教職員数(人)	247	242	247	252	258
	教職員一人当たり児童数(人)	15.39	15.22	14.18	13.39	12.67

資料:学校基本調査(各年5月1日)

5. 中学校の状況

本市の中学校は、平成 25 年度現在、公立が7校あり、生徒数は 1,790 人となっています。生徒数は微減傾向が続いています。

【中学校生徒数等の推移】

(単位:人)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
中 学 校	学校数(校)	7	7	7	7	7
	学級数(学級)	78	77	77	73	73
	児童数(人)	2065	1984	1948	1843	1790
	教職員数(人)	152	143	147	145	145
	教職員一人当たり 児童数(人)	13.59	13.87	13.25	12.71	12.34

資料:学校基本調査(各年5月1日)

6. 小中学校における不登校や長期欠席の状況等

本市の小中学校における不登校や長期欠席者は次のとおりとなっています。平成 25 年度現在、スクールカウンセラーを、小学校に4校、中学校に5校配置しています。

【小中学校の状況】

(単位:人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小 学 校	不登校(人)	14	12	12	18	13
	長期欠席(人)	29	30	28	29	27
	スクールカウンセラー(校)	1	2	2	2	4
中 学 校	不登校(人)	43	54	53	44	37
	長期欠席(人)	54	60	63	47	37
	スクールカウンセラー(校)	5	5	5	5	5

資料:学校教育課(各年5月1日)

※心の教室相談員事業はないが、教育相談事業として教育相談員 3 名、
 スクールソーシャルワーカー 1 名を配置し、中学校を拠点に活動しており、
 小学校にも月 1 回派遣している
 ※スクールカウンセラーの派遣は学校数で数える

7. 放課後児童クラブ(学童保育)の状況

放課後児童クラブは平成 18 年度の8か所から年に1か所ずつ増加し、平成 25 年度では 10 か所で実施しています。在席児童数は大幅に増加してきており、平成 25 年度には 440 人となっています。

【放課後児童クラブの状況】

放課後児童クラブ名	平成24年				平成25年			
	定員	入 所 児 童 数			定員	入 所 児 童 数		
		1～3年	4～6年	計		1～3年	4～6年	計
太陽の子	60人	51	4	55	60人	54	5	59
てのひら	50人	34	15	49	45人	29	17	46
粉河アットホームクラブ	60人	46	11	57	60人	59	4	63
チャレンジ児童クラブ	50人	38	15	53	50人	40	19	59
ももやま放課後児童クラブ	25人	11	8	19	25人	15	8	23
あらかわ放課後児童クラブ	30人	27	0	27	30人	22	2	24
こどもくらぶ	50人	54	16	70	50人	56	11	67
ほたるっこ	30人	29	8	37	30人	26	5	31
西貴志こどもくらぶ	40人	34	8	42	40人	40	4	44
丸栖っ子クラブ	30人	23	1	24	25人	24	-	24

資料:子育て支援課(各年3月31日)

第5節 母子保健の状況

1. 母子健康手帳交付数

母子健康手帳の交付数は次のとおりとなっています。

【母子健康手帳交付状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付数	460	484	457	446	426

資料：健康推進課

2. 妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診者数は次のとおりとなっています。

【妊婦健康診査受診状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診者数(実人数)	480	462	470	447	426

資料：健康推進課

3. 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診状況は次のとおりとなっています。受診率は、いずれの健診も9割を超えていますが、対象年齢の上昇とともにその率は低下しています。

【乳幼児健康診査受診状況】

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
4か月児 健康診査	対象者数(人)	468	420	458	473	433
	受診数(人)	462	405	453	473	422
	受診率(%)	98.7%	96.4%	98.9%	100.0%	97.5%
7か月児 健康診査	対象者数(人)	482	418	444	490	449
	受診数(人)	480	417	438	480	441
	受診率(%)	99.6%	99.8%	98.6%	98.0%	98.2%
1歳児 健康相談	対象者数(人)	461	427	418	478	467
	受診数(人)	456	401	407	466	448
	受診率(%)	98.9%	93.9%	97.4%	97.5%	95.9%
1歳8か月児健康診査	対象者数(人)	459	514	434	449	492
	受診数(人)	429	491	419	432	474
	受診率(%)	93.5%	95.5%	96.5%	96.2%	96.3%
2歳6か月児健康相談	対象者数(人)	473	489	514	450	468
	受診数(人)	442	461	504	433	439
	受診率(%)	93.4%	94.3%	98.1%	96.2%	93.8%
3歳8か月児健康診査	対象者数(人)	476	513	472	546	464
	受診数(人)	437	464	443	517	446
	受診率(%)	91.8%	90.4%	93.9%	94.7%	96.1%

資料：健康推進課

4. 訪問指導の状況

育児に対する母親の不安を解消し、安心して子どもを生き育てることができるよう、保健師が対象者宅を訪問し、保健指導や相談を実施しています。

【訪問指導の実施状況】

(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
新生児・乳幼児訪問指導	378	443	438	405	410

資料:健康推進課

5. 相談事業の状況

保護者の不安や悩みに対し、次にあげる相談事業を実施しています。発達相談員による発達相談の件数が年々増加傾向にあり、子どもの発育や発達に不安を抱いている保護者が増加しているものと思われます。

【相談事業の実施状況】

(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
10か月児健康相談(実人数)	401	407	466	448	434
2歳6か月児健康相談(実人数)	461	504	433	439	484

資料:健康推進課

※10か月健康相談は平成24年度から1歳児健康相談として実施

6. 子育て教室等の状況

育児不安の解消を図るとともに、子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、次の事業を実施しています。

【その他子育て支援事業】

(単位:人、組)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
離乳食教室(実人数)	822	891	953	863	821
あかちゃん広場(延組数)	569	792	1056	635	695
子育て教室(延人数)	775	1036	901	734	549
親子教室(延人数)	1430	1158	1001	969	906

資料:健康推進課

第6節 各種手当・助成制度の状況

各種手当と助成制度の状況は次のとおりとなっています。制度改正により平成19年度から児童手当の件数が増えています。

【各種手当の実施状況】

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童手当	5,962	7,934	7,848	7,564	7,472
児童扶養手当	585	686	697	708	705
特別児童扶養手当	140	138	129	138	139
心身障害児在宅扶養手当	213	214	230	239	235
障害児福祉手当	29	30	30	28	28

資料: 障害福祉課、子育て支援課

【各種制度の実施状況】

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子ども医療費助成	3,206	6,494	6,335	6,209	6,055
ひとり親家庭等医療費助成	1,776	1,898	1,875	1,920	1,880

資料: 国保年金課

平成22年度から乳幼児医療費から子ども医療費に名称変更。

対象者を12歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもに拡大。

第7節 地域における子育て支援のための資源

1. 図書館の状況

子どもの人数は減少傾向にあります。0～15歳の図書館登録者数は大きく増加しています。また、児童図書の貸し出し冊数をみると、平成21年度では126,145冊であったのが、平成25年度には91,718冊に減少しています。

【図書館の児童図書蔵書数の推移】

(単位: 件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
打田図書館	67,236	70,554	75,758	77,200	82,144
貴志川図書館	68,629	71,348	73,795	74,469	75,084
粉河図書館	17,168	18,066	18,766	19,217	18,971
那賀図書館	17,031	17,535	18,255	15,896	16,389
桃山図書館	38,382	39,346	41,012	39,207	39,524

【図書館の利用状況】

(単位: 人、冊)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	0～12歳	1,885	2,327	2,824	3,255	3,702
	13～15歳	1,333	1,382	1,427	1,466	1,506
	16歳以上	13,545	14,342	15,124	15,857	16,489
貸出冊数	児童書	126,145	113,682	109,986	100,205	91,718
	一般書	194,600	187,199	189,465	181,121	166,365
利用人数	0～12歳	19,279	16,986	15,461	12,893	11,299
	13～15歳	2,739	2,440	2,351	2,342	2,008
	16歳以上	61,743	58,579	58,667	55,452	52,381

資料: 生涯学習課

2. 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況をみると、平成21年度から変化はありません。

【民生委員・児童委員数の推移】

(単位: 人、世帯)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
民生委員・児童委員数	170	170	170	170	170
うち男性委員	85	85	80	80	80
うち女性委員	85	85	90	90	90
1人当たり担当世帯数	147	149	150	152	152
主任児童委員数	11	11	11	11	11

資料: 社会福祉課

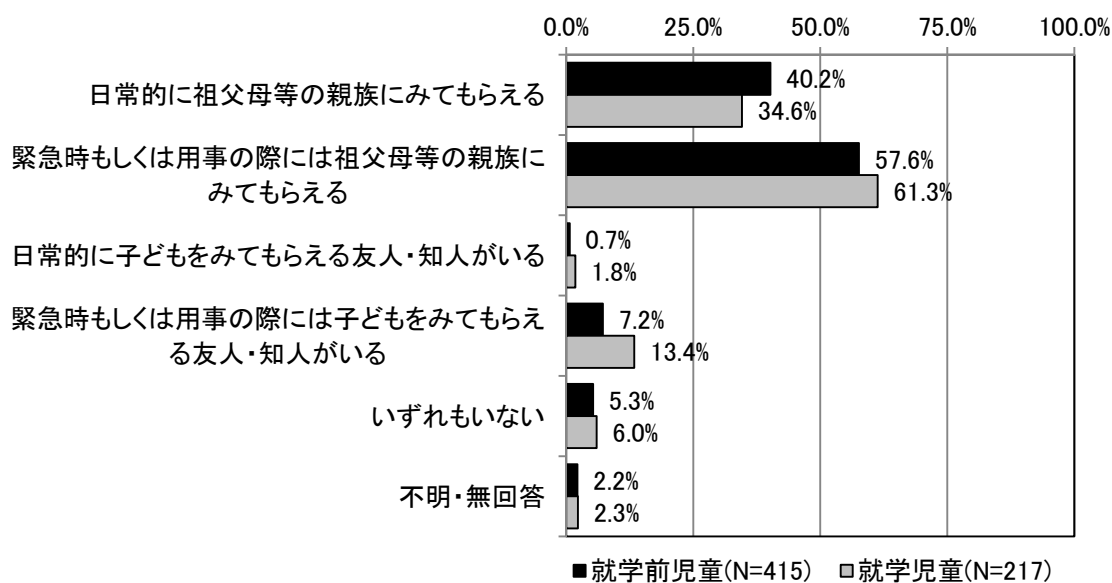
第8節 アンケート調査結果からみた住民の子育て意識等

1. 子どもの預りの状況と保護者の意識

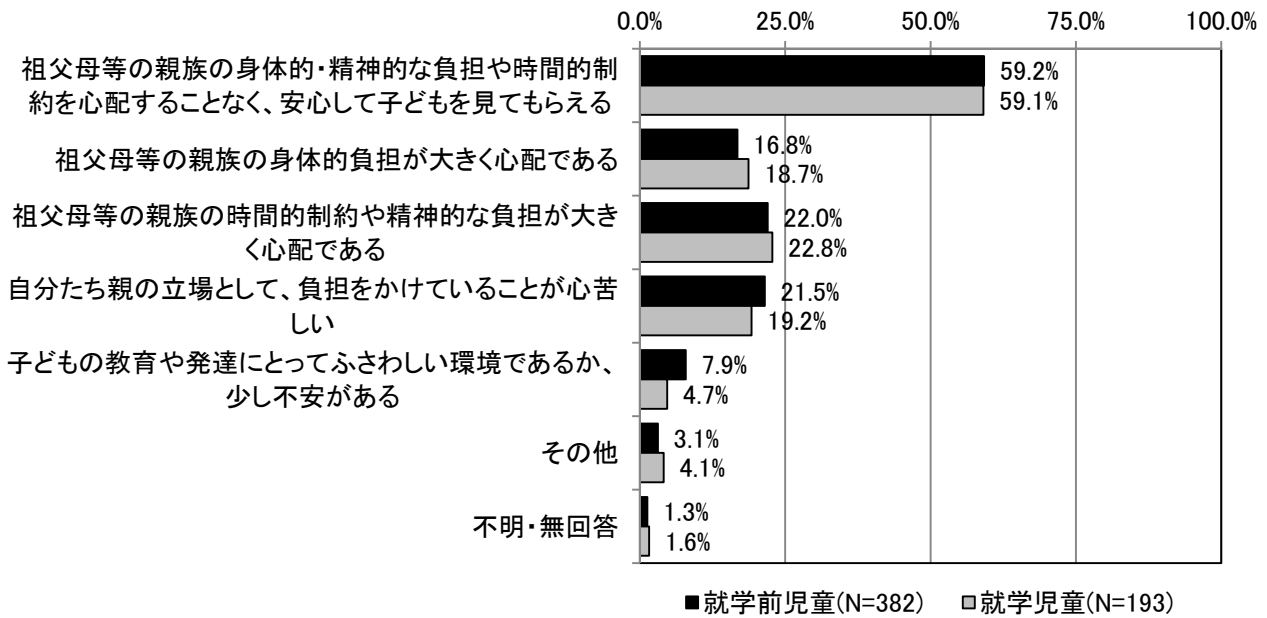
子どもの預かりの状況についてみると、日常的もしくは緊急時に預かってもらえる人がいない家庭は、就学前児童で5.3%、就学児童で6.0%みられます。

祖父母や友人に預かってもらえる家庭は多くありますが、預かってもらっている状況についてみると、祖父母では「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもを見てもらえる」が最も多くなっており、友人でも同様に「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多いものの、就学児童では「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」も多くみられます。

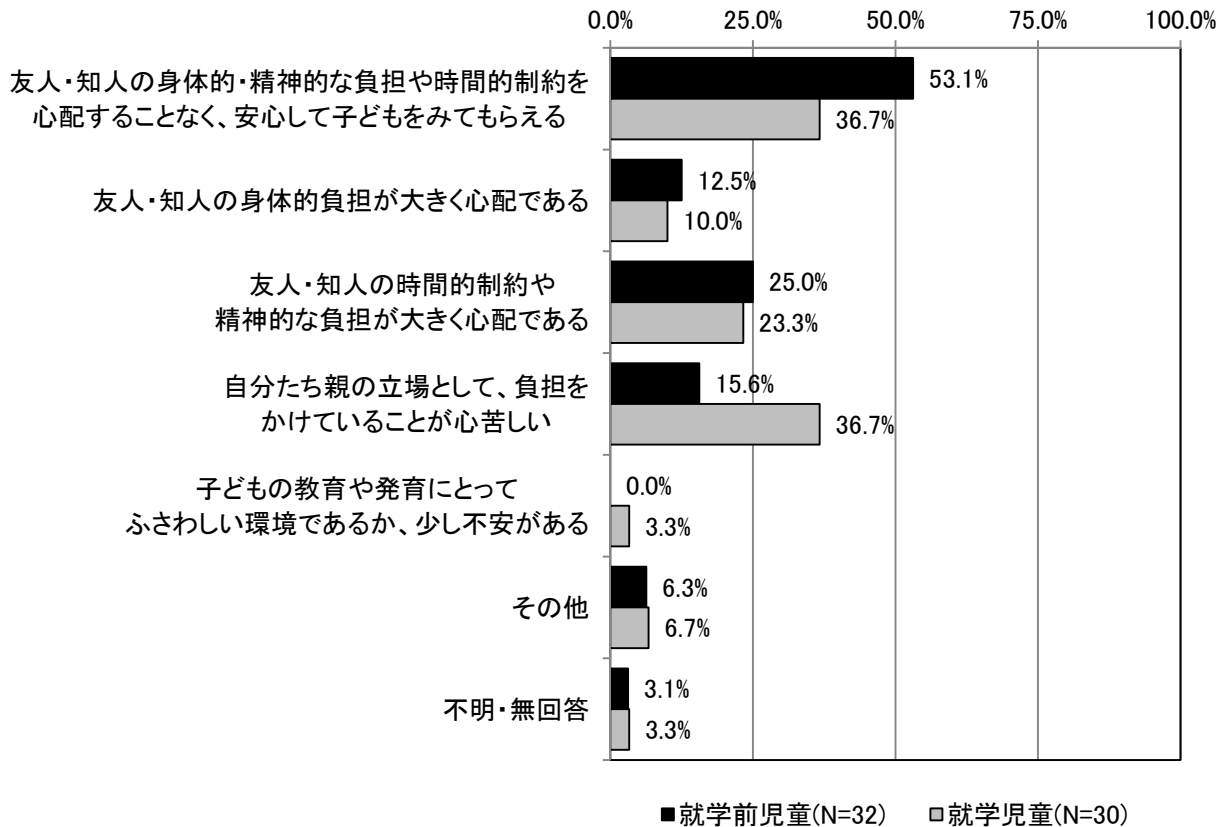
【子どもを預かってもらえる親族・知人の有無】



【祖父母に預かってもらっている状況について】



【友人・知人に預かってもらっている状況について】

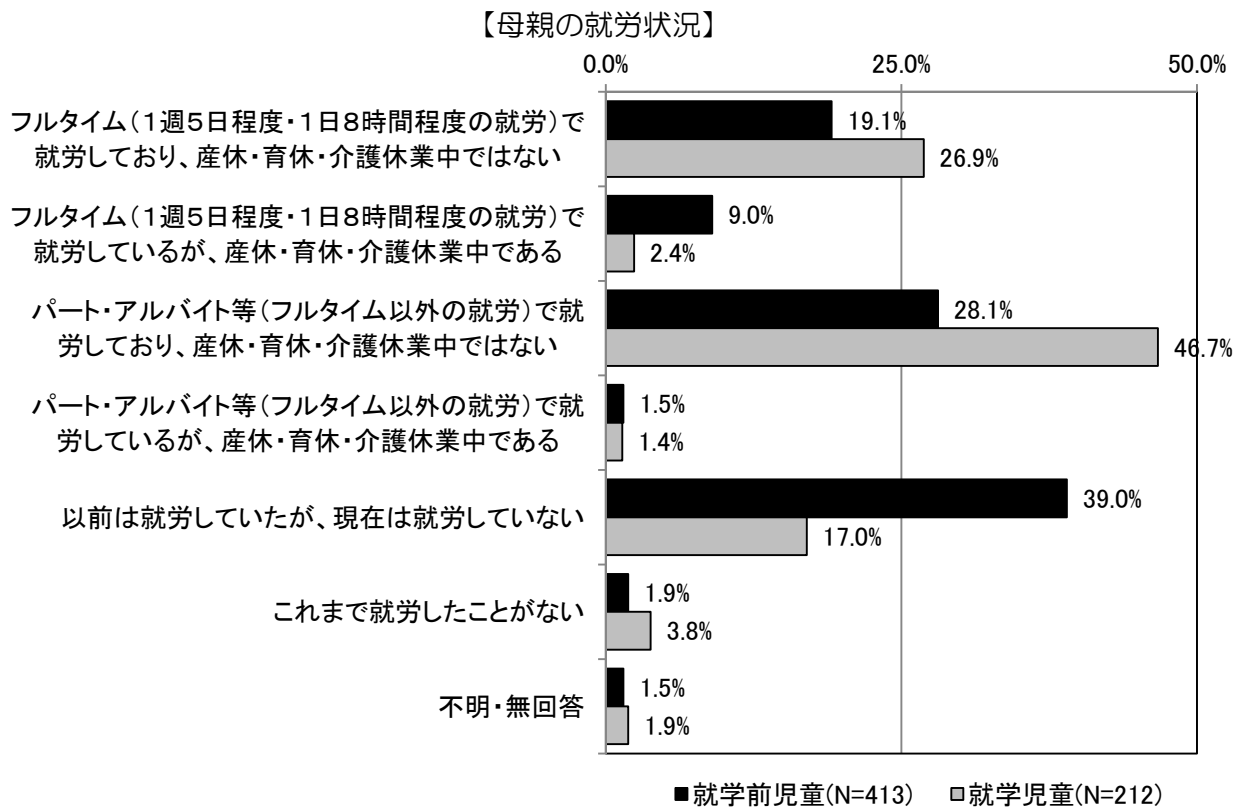


2. 母親の就労の状況

①就労状況

母親の就労状況を見ると、「就労している(フルタイム)」「就労している(産休・育休・介護休業中)」「就労している(パートタイム、アルバイト)」を合わせた、母親の就労率は、就学前児童の母親では 57.7%、小学生児童の母親では 77.4%を占めています。

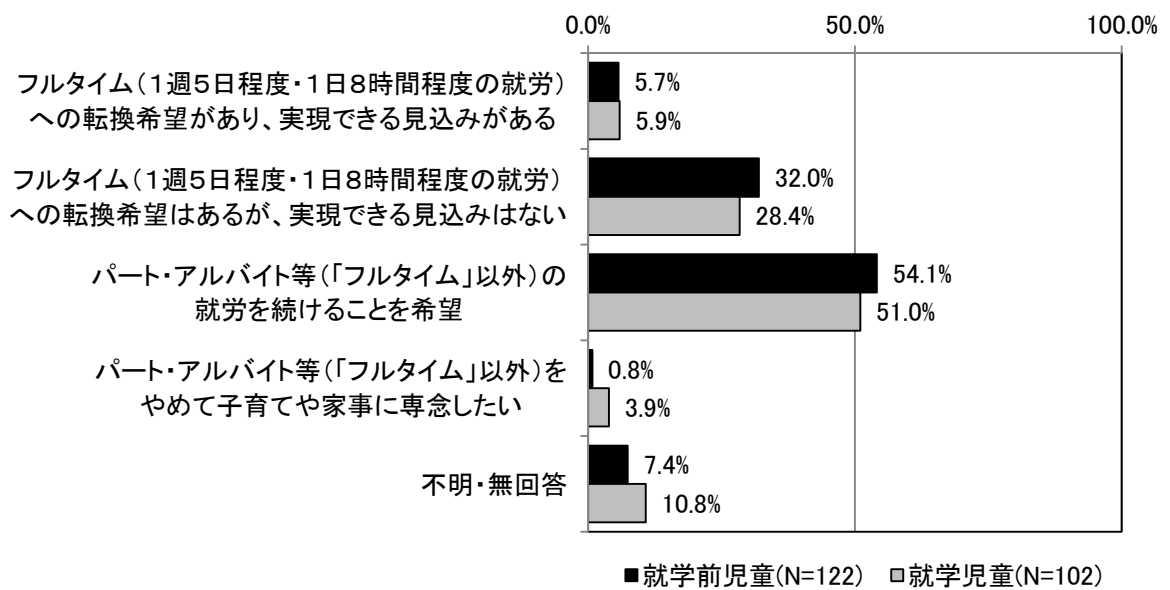
一方、「現在は就労していない」は、就学前児童の保護者では 39.0%と4割近くを占めていますが、小学生児童の保護者になると 17.0%に激減しています。



②パートタイム就労の母親のフルタイムへの転換希望

現在、パートタイム・アルバイトで就労している母親で、フルタイムへの転換希望があるのは、就学前児童の保護者では 5.7%、小学生児童の保護者では 5.9%となっています。「希望はあるが、実現できる見込みはない」を含めると、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに4割弱が転換希望を持っています。

【母親のフルタイムへの転換希望（パートタイム・アルバイトの母親）】



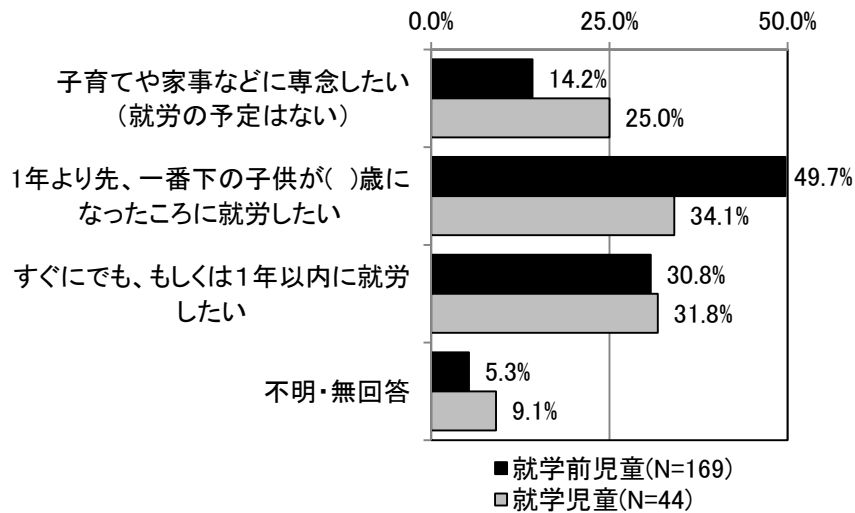
③非就労の母親の就労希望

現在働いていない母親の今後の就労意向をみると、就労意向がない人は、就学前児童の母親の14.2%、小学生児童の母親では25.0%となっています。

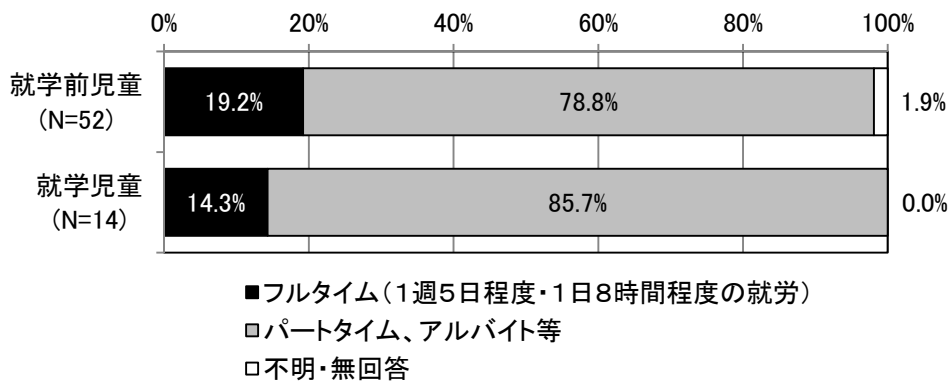
就学前児童の母親では、「1年より先、一番下の子供が()歳になったところに就労したい」が49.7%と半数を占めており、同様に小学生児童の母親では、3割を超えています。また、その際の子どもの年齢は「3歳」が最も多くなっています。

今後就労希望がある母親が希望する就労形態をみると、就学前児童の母親、小学生児童の母親ともに「パートタイム、アルバイト等による就労」が大半を占めています。

【非就労の母親の就労希望】



【希望する就労形態】



3. 子育て支援事業等について

①子育て支援事業の認知度、利用度、利用意向(就学前児童の保護者)

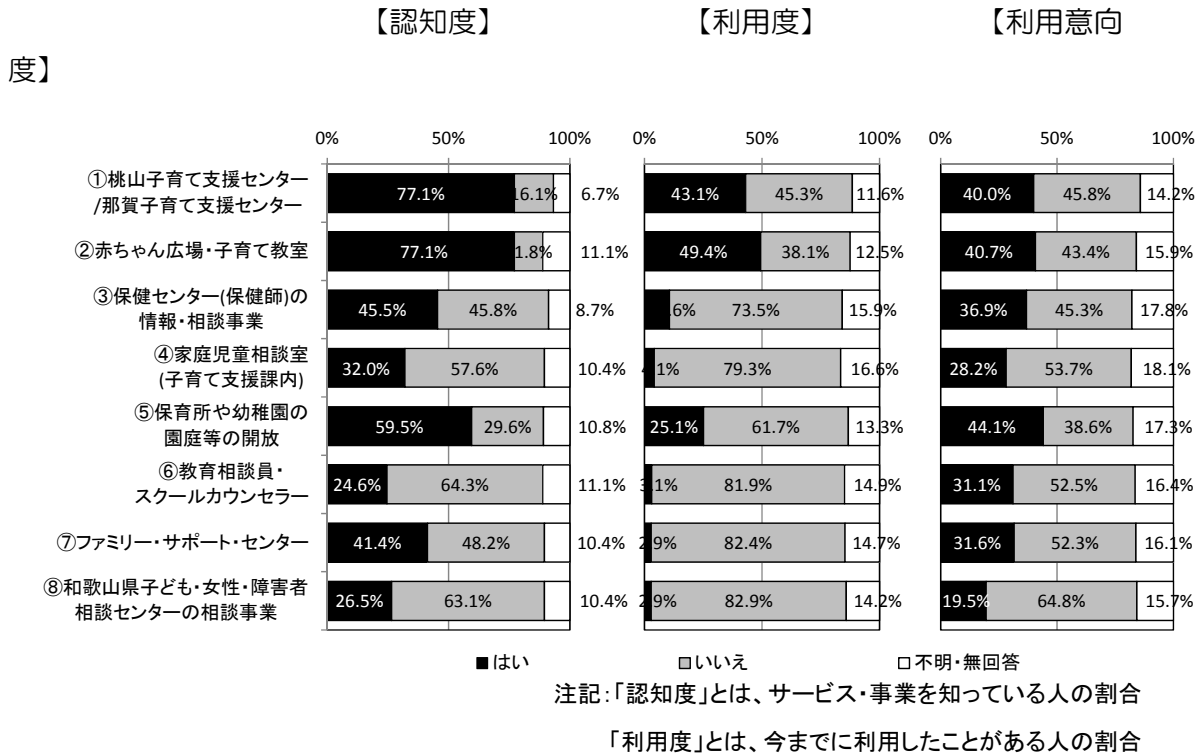
子育て支援事業の認知度をみると、「①桃山子育て支援センター/那賀子育て支援センター」、「②赤ちゃん広場・子育て教室」は7割を超える結果となっています。

一方、「④家庭児童相談室(子育て支援課内)」、「⑥教育相談員・スクールカウンセラー」、「⑧和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの相談事業」は他のサービスに比べて認知度が低くなっています。

利用度についてみると、全ての事業で利用経験者は半数を下回っています。3割～4割程度の利用があるのは、「①桃山子育て支援センター/那賀子育て支援センター」、「②赤ちゃん広場・子育て教室」、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」となっています。

次に、今後の利用意向をみると、就学前児童での「①桃山子育て支援センター/那賀子育て支援センター」、「②赤ちゃん広場・子育て教室」、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」では4割程度となっており、就学児童では「⑥教育相談員・スクールカウンセラー」が4割弱となっています。

【子育て支援事業の認知度・利用度・利用意向度】



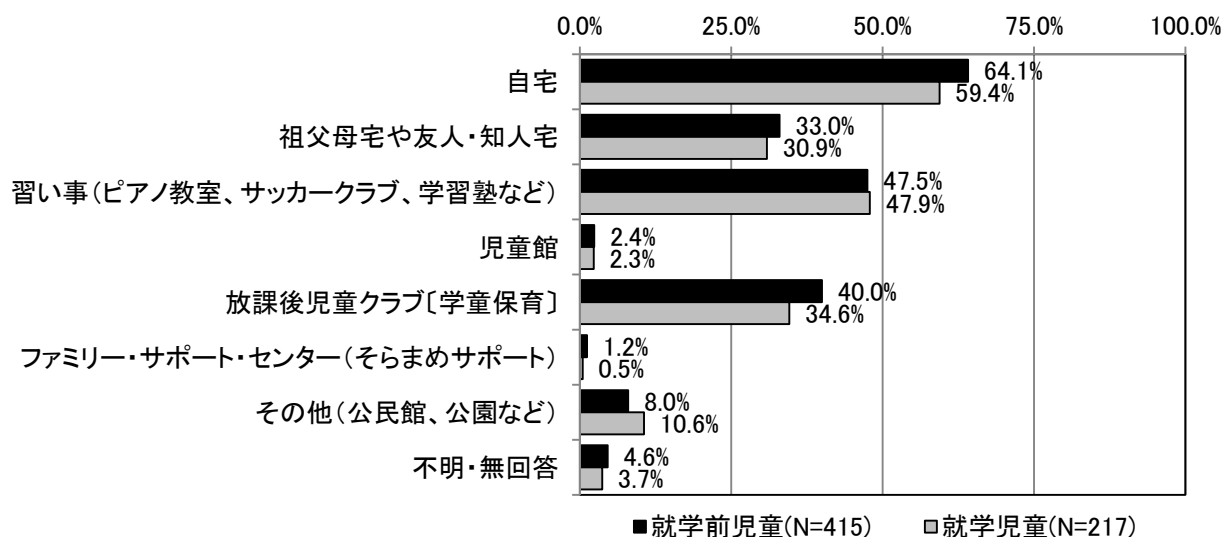
「利用意向」とは、今後利用したい人の割合

②放課後の過ごし方

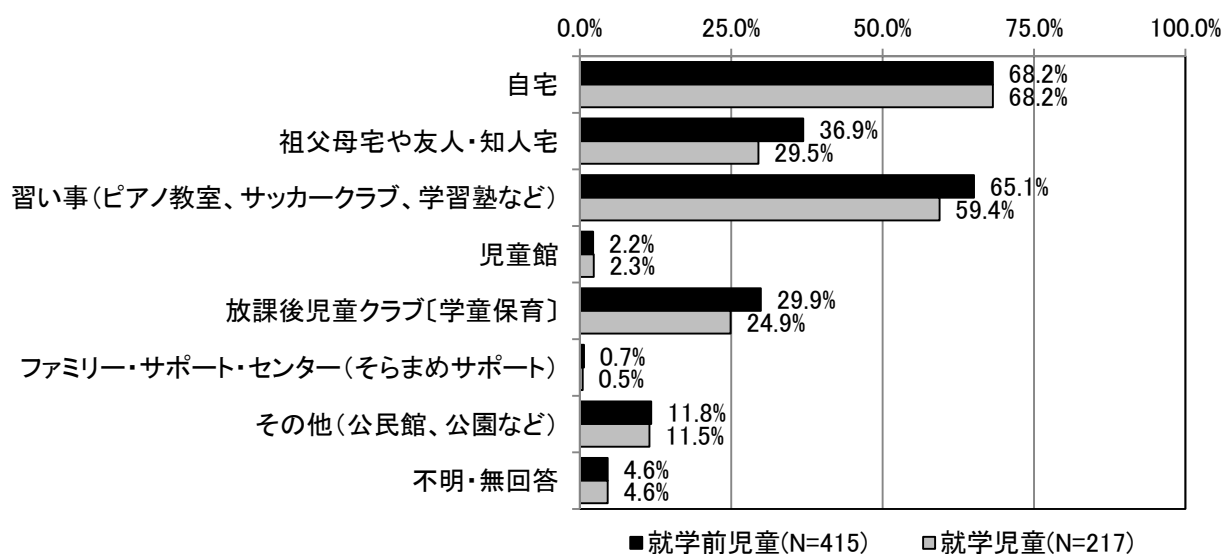
小学校低学年での放課後の過ごし方(就学前児童の場合は想定)を見ると、「自宅」が就学前児童、就学児童ともに最も多く、「放課後児童クラブ(学童保育)」は就学前児童で40.0%、就学児童で34.6%となっています。

小学校低学年での放課後の過ごし方でも同様に「自宅」が最も多くなっていますが、それと同様に多いのが「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」となっており、「放課後児童クラブ(学童保育)」は就学前児童で29.9%、就学児童で24.9%となっています。

【放課後の過ごし方(低学年)】



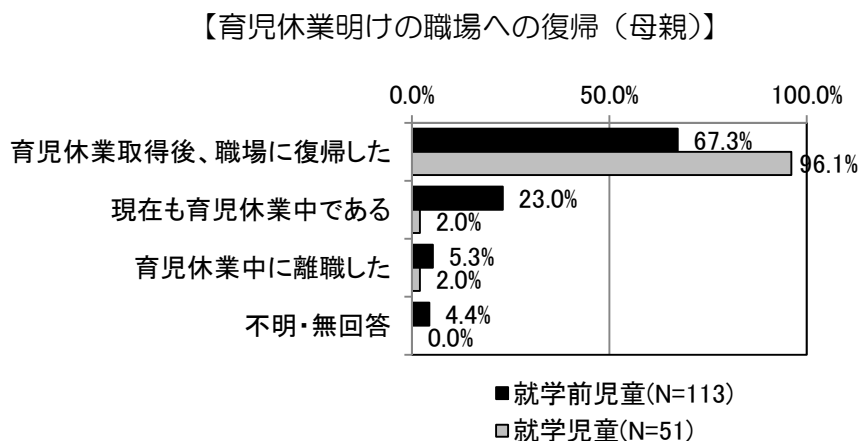
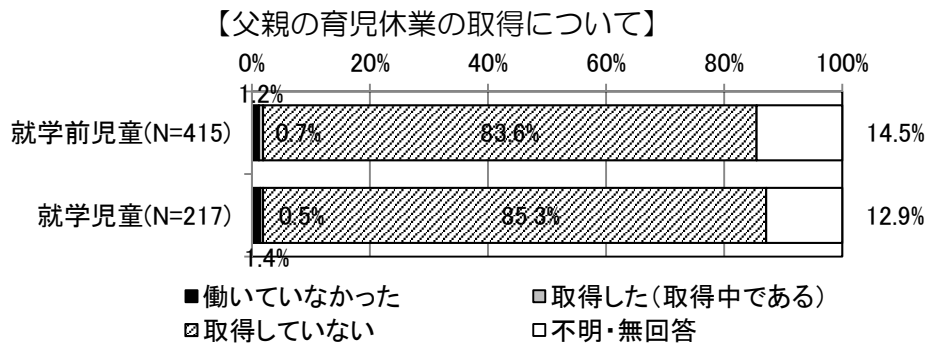
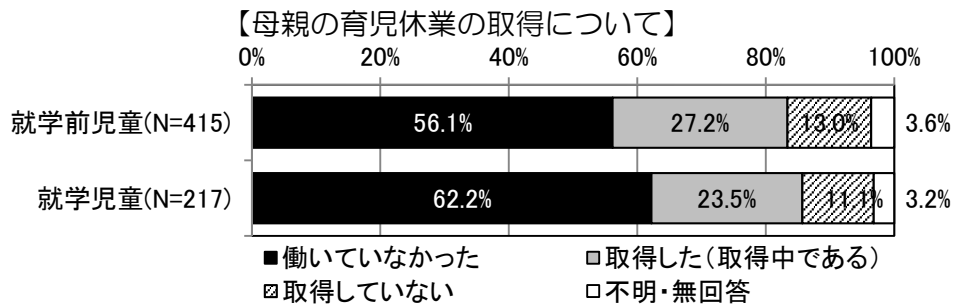
【放課後の過ごし方(高学年)】



4. 育児休業制度の利用について

育児休業制度については、「働いていなかった」が就学前児童、就学児童ともに過半数を超えており、「取得した(取得中である)」が2割強となっています。母親と父親を比べると、母親が2割強の取得に対して、父親では1%未満という結果が出ています。

育児休業明けの職場への復帰について母親では就学前児童で7割弱、就学児童では9割を超えて「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答されています。



第9節 次世代育成支援行動計画(後期計画)の数値目標の進捗状況

次世代育成支援行動計画(後期計画)では、国が提示した14の子育て支援事業について、平成26年度の目標事業量(数値目標)を設定することとされていました。

本市の子育て支援に対するニーズを踏まえて設定した前期計画の目標事業量と平成26年度の実績(見込)を比較した達成状況は次のとおりです。

①通常保育事業

保護者が働いていたり病気などの理由で、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育所(園)において保育を実施する事業です。

本事業はほぼ目標を達成しており、平成26年10月1日現在、待機児童はいません。

	後期計画 目標事業量	平成26年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
受入児童数	1,660人	1,760人	106.0%
定員	2,319人	2,269人	97.8%
か所数	17か所	16か所	94.1%

②延長保育事業

保護者の仕事等の事情により、通常の開所時間(11時間)の前後に、さらに概ね30分以上の保育を行う事業です。

本市では19時までの延長保育を全保育所で、20時までの延長保育を1か所で実施しており、目標は達成しています。

	後期計画 目標事業量	平成26年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
利用人数	160人	450人	281.3%
か所数	17か所	16か所	94.1%

③夜間保育事業

保護者の就業形態の多様化に伴い、夜間働いている保護者のため、11:00～22:00の11時間を基本に保育を行う事業です。

後期計画では、ニーズがなかったため目標量を設定しませんでした。平成26年度実績(見込)もありません。

④子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

保護者が仕事などの理由により、帰宅が夜間にわたる場合や、休日に不在の場合などで、児童に対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる事業です。

後期計画では、ニーズがなかったため目標量を設定しませんでした。平成26年度実績(見込)もありません。

⑤休日保育事業

就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を実施する事業です。

後期計画では、ニーズがなかったため目標量を設定しませんでした。平成26年度実績(見込)もありません。平成21年度からは実施していません。

⑥病児・病後児保育事業(体調不良型)

保育所で児童が体調不良となった場合に、保育所において看護師等が見守りを行う事業です。

保育所における病児・病後児保育は実施できていませんが、ファミリー・サポート・センター事業において一部実施しています。

	後期計画 目標事業量	平成26年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
利用人数	280人	0人	0.0%
か所数	1か所	0か所	0.0%

⑦放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等のため、昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

保護者ニーズの多様化により利用者数が増加したため、人数では127.6%の達成率となっています。

	後期計画 目標事業量	平成26年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
実利用人数	365人	450人	123.3%
か所数	11か所	11か所	100.0%

⑧子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が病気や仕事等の社会的理由により、一時的に児童の養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間(7日間程度)預かり、保護者に代わって一時的に児童の養育を行う事業です。

平成26年度では、委託先として市内外の児童養護施設等8か所を確保しています。

	後期計画 目標事業量	平成26年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
か所数	6か所	8か所	133.3%

⑨一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして、一時的に児童を保育所で保育する事業です。

なお、当市では公立保育所11か所以外に私立保育園による一時預かりやファミリー・サポート・センター事業において一時預かりも行っています。

	後期計画 目標事業量	平成26年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
延べ利用日数	450人日	80人日	17.7%
か所数	9か所	11か所	122.2%

⑩特定保育事業

保護者がパートタイム勤務等週2・3日程度の就労についている場合に、保育が困難な就学前児童に対して、週2・3日程度または午前もしくは午後のみ等の柔軟な保育を実施する事業です。

後期計画では、ニーズがなかったため目標量を設定しませんでした。平成26年度実績(見込)もありません。

⑪ファミリー・サポート・センター事業

保育等の援助を受けたい人(依頼会員)と、手助けができる人(援助会員)を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて援助会員を紹介し、保育所への送迎、一時的な預かり等育児について助け合いを行う事業です。

平成24年度から岩出市と広域で事業を行っています。

	後期計画 目標事業量	平成26年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
か所数	1か所	1か所	100.0%

⑫子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施する事業です。

那賀と桃山の私立保育園内において実施しています。

	後期計画 目標事業量	平成26年度 (実績見込)	目標事業量に 対する達成率
か所数	3か所	2か所	66.67%

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

次世代育成支援行動計画(後期計画)では、次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、健やかに育つことが、市民すべての願いであり、そのため、子育ての主体は家庭であることを前提としながらも、地域全体で子どもや子育てをあたたく見守り支えることが大切であるということを基本的認識とし、「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念に掲げて、子育て支援に関するさまざまな施策に取り組んできました。

子ども・子育て支援計画においても、次世代育成支援行動計画(後期計画)との連続性並びに整合性を維持するため、この基本理念を継承します。

本理念のもと、次世代育成支援行動計画(後期計画)に引き続き取り組む施策も含め、新たに取り組むべき施策を策定し、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携しながら、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、子どもの夢や未来を応援するまちづくりを推進していきます。

【計画の基本理念】

みんなが元気
みんなが笑顔、地域で支える子育て支援

第2節 基本的な視点

計画推進にあたっての基本的な視点についても連続性並びに整合性の維持から、次世代育成支援行動計画(後期計画)を引き継ぎ、以下のような考え方のもと、各種施策を推進します。

1. 子どもの権利と利益を最大限尊重します。

子どもに関する施策については、大人の視点だけで考えるのではなく、「子どもの権利条約」や「児童憲章」にも謳われているように、子どもの利益を最大限に尊重することが重要です。

国籍や出生、性別、障害の有無などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が生かされるよう、つねに子どもの視点に立ち、子育て中の保護者と地域住民の力が発揮できる施策の展開を図ります。

2. すべての子育て家庭が安心できる子育て支援策を推進します。

すべての親が家族や子育て仲間を支えられ、子どもを生き育てることに喜びや楽しさを実感できることが重要です。

支援が必要な家庭を含めてすべての家庭において、心にゆとりをもって、安心して出産・子育てができ、子育て、子育てに伴う喜びを実感できるような施策の展開を図ります。

3. 地域で子育てをあたたく見守ります。

母親が不安や悩みを抱えながら、子育ての責任と負担を親が背負い込み、孤立した中で子育てをすることがないよう、行政・地域が連携して子どもの育ちを支えていくことが重要です。

「子育て」「親育ち」「子育て」を地域が支えるという視点のもと、地域での主体的な助け合い・支え合いが生まれるような施策の展開を図ります。

第3節 基本目標

次世代育成支援行動計画(後期計画)では、基本的な視点を踏まえて5つの基本目標を設定し、それぞれの基本目標ごとに個別施策を掲げました。

本市においては、前期計画策定時は5町合併から間もなく、第4章以降で述べる個別施策については、旧5町で実施していた施策・事業をくまなく掲げた状況となっていました。

子ども・子育て支援計画においても基本目標を次世代育成支援行動計画(後期計画)と同様に以下の6つの目標を定め、施策を推進していきます。

基本目標 1: 親子のすこやかな成長を支える保健・医療体制づくり

すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取り組みに加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実など、妊娠期からの継続的な支援を推進します。

基本目標 2: 子どもの心身のすこやかな成長を支える教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と身体を育てていくために、また同時に、次代の親を育成していくために、保健・教育等のさまざまな分野が連携し、各発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行い、総合的な「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進します。

基本目標 3: 家庭における子育て支援の充実

男女がともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるよう、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、すべての家庭において、母親の育児の孤立化を防ぐとともに経済的な支援を充実し、親と子が楽しくふれあうことができる家庭の形成を支援します。

基本目標 4:子育て家庭にやさしい生活環境の整備

社会経済の発展や道路交通環境の整備によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。また、昨今、子どもに関する社会的事件が急増していることから、安心して外出したり、子どもが本来持っている感性や他人を思いやる心を育むことができるような環境づくりを推進します。

基本目標 5:地域における子育て支援の充実

子どもは、地域のさまざまな人々との関わりの中で育ちます。保護者・家族・地域の人々が、お互いに助け合いながら子育てをする気持ちを大切にし、子育て中の家庭を地域ぐるみで応援する意識を高めるために、世代を超えたふれあいや地域における体験学習・活動を推進します。また、地域において子育てを支援する主体的な取り組みができるよう、子育て支援のネットワーク形成に努めます。

基本目標 6:支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

被虐待児童・障害児・ひとり親家庭など、権利侵害を受けやすい、あるいは既に権利侵害を受けている子どもとその家庭に対する無理解・無関心をなくすための地域ぐるみの活動や、不登校・ひきこもり等で学校へ行くことのできない子どもに対しての支援を推進します。

第4節 次世代育成支援計画における施策の体系

第1節 親子の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり	
1. 母子保健・医療体制の充実	①安全・安心な妊娠と出産への支援
	②母子の健康保持・増進
	③小児医療の充実
2. 子どもの健康な心とからだづくりの推進	①食育の推進
	②子どもの体力づくりの充実
	③思春期保健対策の推進
第2節 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備	
1. 子どもの生きる力を養う教育の充実	①確かな学力の向上
	②豊かな心を養う教育の充実
2. 信頼される学校づくりの推進	①不登校等への対応
	②開かれた学校づくりの推進
第3節 家庭における子育て支援の充実	
1. 仕事と家庭の調和の実現に向けた支援の充実	①男女共同による子育ての推進
	②仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備
	③多様なニーズに対応できる保育サービスの充実
2. 子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくりの推進	
3. 子育て家庭への経済的支援	
第4節 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	
1. 安全・安心で魅力ある生活環境の整備	①魅力ある遊び場づくりの推進
	②居住環境の整備
2. 子どもの安全対策と有害環境への対応	①子どもの交通安全を確保するための施策の推進
	②子どもを犯罪等から守るための活動の推進
	③有害環境対策の推進
第5節 地域における子育て支援の充実	
1. 子育て支援ネットワークづくり	①子育て支援ネットワークの形成
	②子育て支援活動を行う人材・団体の育成支援
2. 地域における児童健全育成の取り組みの推進	①地域における居場所づくり
	②地域資源を活用した取り組みの推進
第6節 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実	
1. いじめや児童虐待対策の充実	
2. ひとり親家庭の自立支援の推進	
3. 発達の遅れや障害のある子どもへの支援の充実	

第4章 次世代育成支援行動計画における個別施策の展開

第1節 親子の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり

1. 母子保健・医療体制の充実

①安全・安心な妊娠と出産への支援

施策番号	事業名	事業内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊産婦及び乳幼児の健康管理を進めるため、妊娠届けの際に母子健康手帳を交付します。	健康推進課
2	妊婦教室	母子の健康や歯の健康の保持増進のため、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を行うとともに母親同士の交流を図ります。	健康推進課
3	妊婦一般健康診査	妊娠中毒症等の異常を早期に発見し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診受診票 20枚を交付することにより、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保し、母子の健康増進を図ります。	健康推進課
4	新生児・乳幼児訪問	生後2か月頃に全数家庭訪問を行い、子どもの発達を確認するとともに子育てで不安の解消を図り、保護者が子育てに意欲的に取り組めるようにします。また子育て環境を把握するとともに、知識の普及と母子の健康増進を図ります。	健康推進課
5	助産の実施	所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときに、その妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	子育て支援課
6	不妊治療費助成事業の推進	不妊治療について、支援を行います。	健康推進課

② 母子の健康保持・増進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
7	乳幼児健康診査	発達過程の問題を早期発見し、健やかな子育てへの支援を行います。	健康推進課
8	乳幼児精密健康診査	乳幼児健診の結果、身体発育・精神発育において一層精密な健診と適切な治療・療育指導が必要な場合、専門の医療機関で精密検査を受けることができるようにします。	健康推進課
9	ブラッシング指導	乳幼児期からの歯予防の重要性について、保護者へ知識の普及を図ります。また、10か月児健康相談及び2歳6か月健康相談時に雇い上げ歯科衛生士による、年齢に応じたブラッシング方法の実施指導を実施します。	健康推進課
10	要観察児訪問指導	乳幼児健診、健康相談等において要経過観察となった児に対して、訪問による発達確認や育児指導を実施します。	健康推進課
11	乳幼児健康相談	発達過程における問題を早期に発見し、健やかな子育てへの支援を行います。	健康推進課
12	絵本の読み聞かせ	こころ豊かな子どもたちを地域全体で育むために、関係者がまず絵本について学び、地域において絵本の読み聞かせを推進します。現在は、4か月健診時、絵本の読み聞かせボランティアにより読み聞かせを実施してもらい、母子保健推進員から絵本のプレゼントを行っています。	健康推進課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
13	発達相談	乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。	健康推進課
14	親子教室	乳幼児健診、健康相談において経過観察が必要と認められた幼児と保護者を対象に、保育士による親子教室を実施します。	健康推進課
15	電話相談	保健師が電話により、育児に関することや子どもの発達・育児に関することなど、子育ての悩みや不安に対応します。	健康推進課
16	子育て教室	少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化の中で、母親が一人で育児を抱え込み、悩むことのないよう、保護者に対して育児についての知識の普及を図り、あそびを通して親子が交流し、仲間を作り、楽しく子育てしていけるよう支援することを目的として月1回実施します。	子育て支援課
17	保育士、幼稚園教諭との連絡会議	ケース連絡を行うことで子どもの発達を支援する体制づくりをめざすことを目的として、保育士、幼稚園教諭と保健師、発達相談員による連絡会議を随時開催します。	健康推進課

③小児医療の充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
18	子ども医療費の支給	小学校修了前(12歳到達日以後の最初の3月31日まで)の児童に係る医療費の自己負担分を市が全額負担することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。	国保年金課
19	小児救急医療ネットワーク	子どもたちの健やかな成長を支えるため、深夜帯を含めた夜間、休日の小児一般救急診療を行います。現在、平日の午後8時～翌午前6時と休日の午前10時～正午、午後1時～5時に診療を行っています。	健康推進課

2. 子どもの健康な心とからだづくりの推進

①食育の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
20	離乳食教室	乳幼児期に必要な栄養について理解を深め、正しい食生活習慣を身につけることができるよう離乳食について指導を実施します。	健康推進課
21	食育推進教室	「いただきま〜す！」と題した紙芝居を用いた講習会を実施します。	健康推進課
22	こどもの料理教室の実施	子ども料理教室を通じて栄養バランス、生活習慣の改善などの保健教育(調理前の手洗い・道具や材料の準備から調理後の後片付けを含む)を充実します。	健康推進課
23	親子食育料理教室	食事の時間はバランスのよい食べ方や食事のマナーなど、好ましい食習慣(食育)を身につけるよい機会と考え、地域の食生活改善推進員とともに、「食べ物の正しい知識習得や料理を作る楽しさ」が体験できる料理教室を開催します。	健康推進課
24	食に関する学習機会・情報提供	妊娠期～老年期まで生涯を通じた「食」に関する健康づくりの学習機会と情報提供を行います。	健康推進課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
25	学校等における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市食育推進計画の趣旨に則り、地元の豊富な農作物と生産者の見える安心・安全な環境を活かし、児童生徒に対して「食」について考える機会や様々な知識と自ら選択する能力を身につけるための学習指導に取り組みます。 ●地元食材を使った学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、学校農園活動等の体験学習や教科とも関連させ、食に関する知識、食べ物の大切さ、自然のすばらしさ、命の大切さを学習します。 ●保護者(家庭)や地域に対して、「食」に対する意識を深めるよう情報発信に努めます。 	学校教育課

②子どもの体力づくりの充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
26	学校体育活動の充実	体育授業や陸上・水泳・マラソン大会などの各種体育行事や運動部の活動等により、児童生徒の体力の増強や健康の維持向上を図ります	学校教育課
27	スポーツイベントの検討	各年度のイベントの参加状況や住民の参加意向を把握し、年度ごとに実施するイベントを検討します。	生涯スポーツ課
28	スポーツ少年団の活動支援	市内のスポーツ少年団の活動内容や場所の確保など、活動の支援を図ります。	生涯スポーツ課

③思春期保健対策の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
29	思春期のこころとからだの相談体制の充実	思春期の子ども心の問題に対し、安心して相談できる体制を、学校や保健所、児童相談所等関係機関と連携し整えるなど支援を行います。	子育て支援課
30	教育相談事業(スクールカウンセラー等相談員の配置)	心の不安定からくる不登校、問題行動等を起こす児童・生徒に対して、相談や指導をするとともに、保護者に対し助言・援助することにより、その解決を図ります。	学校教育課

第2節 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

1. 子どもの生きる力を養う教育の充実

① 確かな学力の向上

施策番号	事業名	事業内容	担当課
31	語学指導等を行う外国青年招致事業(ALT)	外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を深めるため、要請に応じて英語指導助手の小・中学校への指導訪問等を実施し、英語教育の充実を図ります。	学校教育課
32	学校教育内容の整備	新学習指導要領の趣旨を踏まえ、個性を生かす教育、生きる力の育成に努めるとともに、指導体制の充実と基礎学力の定着を図ります。 また、おもいやりや年配者を敬う心を育成し、豊かな人間性を育むため、人権教育や福祉教育を充実するほか、幅広い視野を持った次世代の人材育成を図るため、環境教育、情報教育、外国語教育について積極的に対応していくなど、学校教育内容の充実を図ります。	学校教育課

② 豊かな心を養う教育の充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
33	学校における人権教育の推進	学校における教育活動の場で、社会生活上の規範意識や基本的な倫理観を培い、人間としてのよりよい在り方や生き方をめざして道徳的実践力や判断力の向上を図ります。	学校教育課
34	人権教育の推進(前期計画 105・106の統合)	一人ひとりが各種の学習機会を通して人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活に実現していくことができるよう学習機会の充実や、学習情報の提供を行います。	生涯学習課
35	少人数授業	習熟の程度に応じたグループ編成等による一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実施し、基礎・基本の徹底を図るとともに、発展的な学習や補充的な学習を行います。	学校教育課
36	研究指定校補助金事業(研究指定補助事業・きのかわ学力向上研究事業)	①【研究指定補助事業】文部科学省・和歌山県教育委員会・その他の教育機関等の指定を受け、研究事業を実施する学校に対し、研究内容の充実・進展を図り、研究発表や研究報告作成を充実させるための補助事業を実施します。 ②【きのかわ学力向上研究事業】紀の川市教育委員会と研究校の連携・協力のもと、各種学力調査の結果や研究校の実態に基づき、その課題解決、児童生徒の学力向上、教育の質の向上を図るため研究事業を実施します。 以上、2事業の指定校に対し、補助金を支給します。	学校教育課
37	教職員研修	市内小・中学校に勤務する全教職員を対象に講演会等の研修会を行います。	学校教育課

2. 信頼される学校づくりの推進

①不登校等への対応

施策番号	事業名	事業内容	担当課
38	適応指導教室	不登校の児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立を支援します。	学校教育課
39	いじめ・不登校防止対策の実施	いじめや不登校をなくすため、学校における広報・啓発活動の充実に努めます。	学校教育課
40	スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動等について、社会福祉等の専門的な知識や技術をもったスクールソーシャルワーカーが、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に対して支援を行います。(平成22年度以降 実施未定)	学校教育課
30 再掲	教育相談事業(スクールカウンセラー等相談員の配置)	心の不安定からくる不登校、問題行動等を起こす児童・生徒に対して、相談や指導をするとともに、保護者に対し助言・援助することにより、その解決を図ります。	学校教育課

②開かれた学校づくりの推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
41	学校評議員	開かれた学校づくりを一層推進していくため、学校や地域の実情に応じて学校評議員を委嘱し、一人ひとりが校長の求めに応じてそれぞれの責任において意見を述べます。	学校教育課
42	学校開放の推進	地域住民と学校との関わりを密にしていけるため、積極的に学校開放を推進します。そのため、年間を通じて学校開放するとともに、11月第2週を学校開放を集中的に実施するため「きのかわ学校開放週間」と設定します。 また、学校施設の地域への開放について、社会情勢や地域住民からの要望をもとに検討を行います。	学校教育課

第3節 家庭における子育て支援の充実

1. 仕事と家庭の調和の実現に向けた支援の充実

①男女共同による子育ての推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
43	男女共同参画の推進	「紀の川市男女共同参画推進プラン ～きのかわハートフルプラン～」に基づき、あらゆる方のご理解、ご協力の上で取り組みを進め、性別に関わりなく、一人ひとりが家庭、地域、職場、学校などでいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。	政策調整課
44	男性向け家庭生活講座の開催	男性の家事参加を促進するため、男性料理教室等の家庭生活講座の開催を推進します。	生涯学習課

②仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備

施策番号	事業名	事業内容	担当課
45	育児休業制度の普及啓発	事業主に対して、労働基準法の遵守や労働時間の短縮、育児休業制度などについて、広報紙に掲載したり周知用チラシを配布するなど、制度の普及・啓発に努めます。	子育て支援課 商工観光課 企業立地推進課
46	次世代育成支援対策推進法等の関係法制度や一般事業主行動計画に関する労働者・事業主・地域住民への広報啓発	安心して仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、事業主や労働者、地域住民に対し、次世代育成支援行動計画等を深く理解してもらえるよう、広報啓発活動を推進します。	政策調整課 子育て支援課 商工観光課 企業立地推進課

③多様なニーズに対応できる保育サービスの充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
47	通常保育事業	児童福祉法第24条の規定に基づき、保護者の労働又は疾病その他条例に定める事由により0歳から就学前の児童が保育に欠ける場合において、保護者からの申込みにより保育所で保育をおこないます。	子育て支援課
48	乳児保育事業	保育所において乳児の受入設備を整え、保育に欠ける0歳の児童の受け入れをおこないます。	子育て支援課
49	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所の開所時間から延長して保育を実施します。 11時間の開所時間の前後において、さらに概ね30分以上の延長保育をおこないます。	子育て支援課
50	ショートステイ事業	児童を扶養している家庭の保護者が疾病や仕事等の社会的な事由等によって、家庭における児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等で短期間児童を預かります。	子育て支援課
51	トワイライトステイ事業	保護者の就労等により、夜間や休日に家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設において一時的に児童を預かります。	子育て支援課
52	病児・病後児保育事業	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し保育所での緊急的な対応を行います。	子育て支援課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
53	一時預かり事業	勤務形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育を実施します。	子育て支援課
54	障害児保育事業	保育に欠ける障害児について、健常な児童とともに保育することが、その福祉を図るために望ましい一つの方法であるため、保育所での集団保育が可能である限り、保護者の希望に応じて可能な限り保育所で受け入れを行います。	子育て支援課
55	へき地保育所事業	山間へき地における保育を要する児童に対し、必要な保育をおこない、児童福祉の増進を図ります。	子育て支援課
56	保育所の広域利用	保育に欠ける児童が他市町村の保育所に入所することが必要な場合に備え、関係市町村との間で十分に連絡調整を図り、広域入所の体制整備に努めます。	子育て支援課
57	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人と行いたい人のネットワークを創るとともに、地域で助け合う組織を広域で設立し、その利用者を募ります。	子育て支援課
58	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
59	私立保育園運営補助事業	私立保育園における運営の円滑化及び保育内容の向上を図るため、運営費補助を行います。	子育て支援課
60	私立保育園の適正な定員管理	私立保育園における適正な定員管理を行います。	子育て支援課
61	保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定	子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大している状況にあつて、保育所の専門性を適切に発揮するため、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定することで、より充実した保育を実施します。	子育て支援課
62	保育所施設整備	老朽化した公立保育所の整備・改修等を行い、児童の安全性の確保、処遇の向上を図ります。	子育て支援課

2. 子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくりの推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
63	子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図り、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。また、子育て支援関係機関の情報交換を行い、ネットワーク作りも行います。	子育て支援課

3. 子育て家庭への経済的支援

施策番号	事業名	事業内容	担当課
64	子ども手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前(15歳到達日以後の最初の3月31日まで)の子どもの養育者に対し、手当てを支給します。(平成23年度以降の制度は未定)	子育て支援課
65	保育料の軽減	保育料については、国が定める基準額のおおむね80%として、子育て家庭の経済負担の軽減を図ります。 なお、2人以上が保育所に同時入所した場合は、年齢の小さい児童の保育料が、また、生活保護世帯、ひとり親世帯及び障害児(者)のいる世帯にあつては要件を満たすと保育料を減額するなど、子育て家庭の経済負担の軽減を図ります。	子育て支援課
66	幼稚園就園奨励費補助事業	家庭の所得状況に応じて、保護者の負担軽減を図るため、私立幼稚園の設置者が保育料等を減免する場合に、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づいた交付金を設置者に交付し、保護者に還元します。	学校教育課
67	私立幼稚園第3子以降保育料無料化事業	第3子以降の園児に係る私立幼稚園の保育料を無料化することにより、保護者の経済的負担を軽減します。(平成22年度から実施予定)	学校教育課
68	第3子以降保育料無料化事業	第3子以降の児童に係る保育所の保育料を無料化することにより、第3子以上を生み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、その世帯における就業及び子育ての両立を支援します。	子育て支援課
18 再掲	子ども医療費の支給	小学校修了前(12歳到達日以後の最初の3月31日まで)の児童に係る医療費の自己負担分を市が全額負担することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。	国保年金課

第4節 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

1. 安全・安心で魅力ある生活環境の整備

①魅力ある遊び場づくりの推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
69	公園・緑地・広場施設の整備	公園・緑地・広場の遊具やベンチ、手すりなどの整備や清掃など環境美化を図ります。	農業振興課 生涯スポーツ課 都市計画課 子育て支援課
70	保育所の地域への開放	保育所の園庭等を開放することで地域における子育て家庭の交流を促し、育児に関する情報交換等を行える場所を提供します。	子育て支援課
42 再掲	学校開放の推進	地域住民と学校との関わりを密にしていくため、積極的に学校開放を推進します。具体的には、年間を通じて学校を開放するとともに、11月第2週は、学校開放を集中的に実施するため「きのかわ学校開放週間」と設定します。 なお、学校施設の地域への開放について、社会情勢や地域住民からの要望をもとに検討を行います。	学校教育課

②居住環境の整備

施策番号	事業名	事業内容	担当課
71	良好な住宅開発の推進	若者の定住や市外からの転入の促進などを図るため、都市計画に基づく都市基盤施設の整備を推進するとともに、開発許可制度等により、無秩序な開発行為を防止し、良質な宅地水準の確保に努めます。	都市計画課
72	公共賃貸住宅の整備	周辺への環境に配慮し、単独浄化槽から合併浄化槽への改修を進めます。 公募対象住宅については、居住に支障の無い範囲で修繕工事を実施し、低所得者で住宅に困窮している方々に市営住宅を提供します。	住宅管理課
73	公共施設・道路におけるバリアフリー化の推進	公共施設における段差の解消など、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、子どもや高齢者、障害者をはじめとした施設の利用者、歩行者にとって安全で快適な空間づくりを進めます。	都市計画課 道路河川課 管財課

2. 子どもの安全対策と有害環境への対応

①子どもの交通安全を確保するための施策の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
74	交通安全施設の整備	交通事故の発生の可能性がある場所を選定し、ガードレールや信号機、道路標識など、交通安全施設の整備を図ります。	総務課 道路河川課
75	カーブミラーの整備	交通事故防止のため、市道との交差点箇所の整備を図ります。	道路河川課
76	交通安全講習会の実施	交通ルールの内容を周知するために、子どもに対する交通安全教室を実施します。	総務課
77	交通安全教育に当たる職員・指導員の資質の向上	交通指導員などが街頭指導や道路交通法、救急救命の講習会に参加します。	総務課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
78	登下校時の安全確保	安全施設の設置について、道路整備も併せ総合的な見地から行政全般の施策として取り組みます。	道路河川課

②子どもを犯罪等から守るための活動の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
79	道路灯の設置	今後も引き続き主要道路の交差点に道路灯の設置を進め、交通安全対策を行います。	道路河川課
80	公園の防犯・安全対策	公園で安心して遊べるよう、防犯灯の設置や見通しの確保など、防犯機能の整備を推進します。 また、公園施設の老朽化等により事故が発生しないよう、定期的に施設の点検を行います。	農業振興課 生涯スポーツ課 総務課 都市計画課 子育て支援課
81	防犯体制、防犯意識啓発情報の提供	広報紙を通じた啓発や学校・地域での対話など、住民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努めます。	総務課
82	地域住民による防犯パトロール	地域住民による防犯パトロールを行います。	総務課
83	「きしゅう君の家」の広報、充実	犯罪を未然に防ぐため、地域住民の協力のもと、「きしゅう君の家」の周知・充実を図ります。	生涯学習課
84	生活安全・暴力追放推進協議会活動支援	関係機関との啓発資料の作成などを今後も進めていきます。 また、生活安全・暴力追放推進協議会を通じた情報交換を引き続き行うとともに、警察からの犯罪等に関する情報提供に基づく防災無線・配信メール・広報誌の活用を実施します。	総務課
85	防犯装置の普及	新入学児童に対し防犯ブザーの配布を実施します。	学校教育課
86	下校時の見守り支援周知	児童の下校時間に合わせて一般市民に向けて見守り支援のお願いを防災無線で放送します。	学校教育課

③有害環境対策の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
87	インターネットパトロールの推進	いじめの温床となる問題サイトなどを監視し、ネット利用における青少年の健全育成と指導を行います。	生涯学習課
88	関係機関との連携によるパトロール強化	今後も継続して街頭補導や夜間パトロールを実施します。	生涯学習課
89	青少年補導委員会の設置	青少年非行の早期発見、早期補導、その他青少年の不良化防止活動を有効かつ適切に行い、非行のない明るい社会の実現を目指します。	生涯学習課
90	青少年への有害図書不買の啓発	有害図書回収ボックスを設置し、また18歳未満児に対し、有害図書を買わないよう啓発活動を行います。	生涯学習課

第5節 地域における子育て支援の充実

1. 子育て支援ネットワークづくり

①子育て支援ネットワークの形成

施策番号	事業名	事業内容	担当課
16 再掲	子育て教室	少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化の中で、母親が一人で育児を抱え込み、悩むことのないよう、保護者に対して育児についての知識の普及を図り、あそびを通して親子が交流し、仲間を作り、楽しく子育てしていけるよう支援することを目的として月1回実施します。	子育て支援課
63 再掲	子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図り、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。また、子育て支援関係機関の情報交換を行い、ネットワーク作りも行います。	子育て支援課
70 再掲	保育所の地域への開放	保育所の園庭等を開放することで地域における子育て家庭の交流を促し、育児に関する情報交換等を行える場所を提供します。	子育て支援課

②子育て支援活動を行う人材・団体の育成支援

施策番号	事業名	事業内容	担当課
91	母子保健推進員委員会の運営	赤ちゃん訪問を実施し、子育てに関して地域の身近な相談役、保健師とのパイプ役として今後もその運営を図ります。	健康推進課
92	健全育成組織などの活動支援	地区ごとに「親子クラブ」等を設置し、子どもの健全育成に努めて、各団体に対して活動支援を行います。	生涯学習課
93	ボランティア活動の育成・支援体制の構築	保育所(園)・幼稚園や公民館、図書館などで活動する地域の子育てボランティアや子育て学習講座等のイベント時の託児ボランティアなどの育成・確保を図ります。	子育て支援課
94	スクールサポーター事業	児童生徒の問題行動の防止、安全管理の確保を図るため、地域住民ボランティア、地元民間企業等の協力のもと支援活動を行います。	学校教育課
95	巡回補導活動の充実	青少年の非行の早期発見・指導のため、保護者、学校関係者、地域の健全育成組織の連携強化と協力の下、子どもの長期休暇中における巡回補導活動の充実を図ります。	生涯学習課
96	地域の人材活用事業	学校教育及び学校行事において、豊富な経験をもつ地域の方々の協力を得て様々な体験活動を行います。	学校教育課
97	スポーツ推進委員	平成23年に「スポーツ基本法」が制定され、「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」の規定が設けられました。職務として、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言のみならず、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこととなりました。	生涯スポーツ課
98	地域活動連絡協議会	児童・生徒の健全育成と地域、親同士との交流を目指した活動を推進します。	生涯学習課

2. 地域における児童健全育成の取り組みの推進

①地域における居場所づくり

施策番号	事業名	事業内容	担当課
99	放課後子ども教室 (ふれあいルーム)	放課後や週末等に、公民館や学校の余裕教室等、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行い、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課

②地域資源を活用した取り組みの推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
100	図書館の機能充実	子ども向け図書展示コーナーを設け、子ども達の関心のある児童書の購入を行います。また乳幼児健診時の図書館利用券の登録推進や、読み聞かせボランティアによる読み聞かせ会の開催、絵本作家等による講演会のイベントによって図書館への関心を高め読書の普及に努めます。	生涯学習課
101	体育館等施設の 利用提供	生涯スポーツ振興のため、社会体育施設(体育館、武道館、市民グラウンド等)の開放を行います。	生涯スポーツ課
102	地区公民館活動 事業	子どもたちの多様な体験、学習へとつながるよう、地区公民館活動を実施します。	生涯学習課
103	青少年健全育成 推進協議会事業	関係機関及び諸団体と連携し、青少年が心身ともに健やかに成長するよう体験活動や交流活動を実施します。	生涯学習課
104	キャリアスタート ウィーク (職場体験)	中学生に望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるため、市内全ての中学校2年生を対象に職場体験などの職業や、進路に関わる体験活動を実施します。	学校教育課
105	文化・芸能活動の 検討	毎年度のイベントの参加状況や住民の参加意向を把握し、年度ごとに実施するイベントを検討します。	生涯学習課
106	歴史民俗資料館の 機能充実	常設展に向けて資料収集に努めると共に、歴史体験教室の開催や歴史資料等の企画展示を実施します。	生涯学習課

第6節 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

1. いじめや児童虐待対策の充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
107	児童虐待相談窓口の設置	子育て支援課内に、児童虐待に関する情報や子育ての悩みを受け付ける相談窓口と家庭児童相談員を設置します。	子育て支援課
108	要保護児童支援ネットワーク会議	要保護児童発生時直ちに対応できる体制と現状を正しく判断できるよう常々からの体制を整え、指導啓発活動の強化や地域ぐるみで子どもを守る取り組みを実施します。	子育て支援課

2. ひとり親家庭の自立支援の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
109	ひとり親家庭医療費助成	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父又は母及び児童、父母のいない児童に対して、その児童が18歳に達した後の最初の3月31日までに受診した医療費を助成します。	国保年金課
110	児童扶養手当	18歳(の年度末)までの児童を養育している配偶者のいない世帯に手当の支給を行います(国制度)。	子育て支援課
111	母子寡婦福祉資金貸付	母子家庭や寡婦に対し必要な各種資金の貸付を行います(県事業)。	子育て支援課
112	母子寡婦福祉団体への補助	母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている福祉団体へ補助金を交付します。	子育て支援課
113	母子生活支援施設における保護の実施	配偶者のない女子等で、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護します。	子育て支援課

3. 発達の遅れや障害のある子どもへの支援の充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
114	特別支援教育の充実	学校では、引き続き、個人の年間指導計画を策定し、個人にあった学習指導等を行います。また、介助員の配置や発達相談により特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課
115	障害福祉サービスの提供	障害を持つ児童等が日常生活における基本的動作を取得し、集団生活に適應できるよう、児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行う児童デイサービス等の障害福祉サービスを提供します。	障害福祉課
116	地域生活支援事業の実施	障害を持つ児童等の日中における活動の場を確保し、障害を持つ児童の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業等の地域生活支援事業を実施します。	障害福祉課
117	障害児福祉手当	日常生活上、常時特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障害福祉課
118	特別児童扶養手当	精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を家庭において、監護している保護者に対し支給される手当の申請受付を行います。	子育て支援課
119	障害児福祉手当	日常生活上、常時特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障害福祉課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
120	就学指導	教育相談の実施等により障害のある児童・生徒の就学指導を行います。	学校教育課
54 再掲	障害児保育事業	保育に欠ける障害児について、健常な児童とともに保育することが、その福祉を図るために望ましい一つの方法であるため、保育所での集団保育が可能である限り、保護者の希望に応じて可能な限り保育所で受け入れを行います。	子育て支援課

第7節 主要事業の目標事業量

主要事業について、国の行動計画策定では「潜在的なニーズを把握しつつ、現在の利用実態などから目標事業量を設定する」という考え方が示されています。本市においては、ニーズ調査結果や利用状況、サービス提供基盤等を踏まえ、目標事業量を下記の通り設定し、今後の本市の財政状況や国の動向を踏まえつつ、数値目標の達成に努めていきます。

【必須記載項目】

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

紀の川市の考え方

紀の川市では市域全体を「1 区域」と考え、教育・保育提供区域とします。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
 ※待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

- 市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。
- ・教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。
- ※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

■教育・保育の量の見込み

	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
保育所利用者(人)	184	241	242	233	224	218
幼稚園利用者(人) (従来型の幼稚園を含む)	1,735	1,833	1,827	1,771	1,708	1,664
合計(人)	1,919	2,074	2,069	2,004	1,932	1,882

提供体制、確保策の考え方

○1号認定(教育)および2号認定(保育・3歳児から5歳児)においては、現提供量で見込み量をまかなうことができるため、現提供量の確保に努める。

○3号認定(保育・0歳児から2歳児)において、近年、特に0歳児及び1歳児の入所が増加傾向であるため、見込み量を上回る必要がある場合には、現提供量でまかなうことができない可能性もあるため、平成27年度に認可保育所での提供量を増加させ、確保に努める。なお、今後、認可保育所での対応だけで不可能になれば、地域型保育事業等の活用を行い、さらなる確保に努める。

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度			平成28年度		
	1号 (3-5歳 教育 のみ)	2号 (3-5歳 保育の 必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の 必要性あり)	1号 (3-5歳 教育 のみ)	2号 (3-5歳 保育の 必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の 必要性あり)
①量の見込 (必要利用定員総数)(人)	168	1,366	540	169	1,373	527
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)(人)	0	1,629	593	1	1,629
	確認を受けない幼稚園(人)	437	0	0	436	0
	認可外保育施設 地域型保育事業 (人)	0	4	1	0	4
②-①(人)	269	267	54	268	260	67

	平成29年度			平成30年度		
	1号 (3-5歳 教育 のみ)	2号 (3-5歳 保育の 必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の 必要性あり)	1号 (3-5歳 教育 のみ)	2号 (3-5歳 保育の 必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の 必要性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)(人)	163	1,325	516	156	1,274	502
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)(人)	1	1,629	593	1	1,629
	確認を受けない幼稚園(人)	436	0	0	436	0
	認可外保育施設 地域型保育事業 (人)	0	4	1	0	4
②-①(人)	274	308	78	281	359	92

	平成31年度		
	1号 (3-5歳 教育 のみ)	2号 (3-5歳 保育の 必要性あり)	3号 (0-2歳 保育の 必要性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)(人)	152	1,240	490
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)(人)	1	1,629
	確認を受けない幼稚園(人)	436	0
	認可外保育施設 地域型保育事業 (人)	0	4
②-①(人)	285	393	104

※1号の量の見込みには従来の幼稚園を含む

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

国の考え方

○各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の理域子ども・子育て支援事業に概要する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

【地域子ども・子育て支援事業】

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	平成 26年度 (見込み)	平成 27年度 (見込み)	平成 28年度 (見込み)	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度 (見込み)	平成 31年度 (見込み)
時間外保育事業(延長保育)		人	450	789	781	758	732	713
放課後児童健全育成事業	低学年	人	450	375	375	375	375	375
	高学年	人		85	85	85	85	85
子育て短期支援事業		人日	30	50	50	50	50	50
地域子育て支援拠点事業		人回	11,000	10,111	9,841	9,607	9,337	9,113
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業以外	人日	100	100	100	100	100	100
	一時預かり (ファミサポの病児・緊急 対応強化事業を除く)	人日	8,500	8,600	8,640	8,335	8,007	7,788
病児・病後児保育事業		人日	10	20	20	20	20	20
ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)		人日	150	117	166	235	333	471
妊婦健康診査事業		人	450	406	397	386	377	366
乳児家庭全戸訪問事業		人	450	406	397	386	377	366
養育支援訪問事業		人	50	50	60	60	70	70
利用者支援		力所	-	1	1	1	1	1

(2)実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

- 市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。
- 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

①時間外保育事業

提供体制、確保策の考え方

- 現在、すべての市内認可保育所において事業を実施しており、現提供量で見込み量をまかなうことができるため、現提供量を確保に努める。

■時間外保育事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人)	789	781	758	732	713
②確保の内容(人)	2,239	2,239	2,239	2,239	2,239
②-①(人)	1,450	1,458	1,481	1,507	1,526

②放課後児童健全育成事業

提供体制、確保策の考え方

- 新制度により、高学年も事業の対象となることから利用者の増加が見込まれる。見込み量を上回る需要がある場合には、現提供量でまかなうことができない可能性もある。国で新たに通知のあった「放課後子ども総合プラン」との調整を図る必要があるため、今後は教育委員会との協議を進め、提供量の確保に努める。

■放課後児童健全育成事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	低学年(人)	375	375	375	375	375
	高学年(人)	85	85	85	85	85
	合計(人)	460	460	460	460	460
②確保の内容	登録児童数(人)	460	460	460	460	460
	施設数(か所)	10	10	10	10	10
②-①(人)		0	0	0	0	0

③子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

提供体制、確保策の考え方

○実施を委託している施設数の空き定員を利用しているため、空きがなく利用できない場合もある。またトワイライトステイも未実施である。今後、見込み量を上回る需要がある場合には、現提供量でまかなうことができない可能性もあるため、新たな施設の確保に努める。

■子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ):「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人日)	50	50	50	50	50
②確保の内容(人日)	5,840	5,840	5,840	5,840	5,840
②-①(人日)	5,790	5,790	5,790	5,790	5,790

④地域子育て支援拠点事業

提供体制、確保策の考え方

○2か所での実施を継続し、見込み量をまかなえる提供量の確保に努める。地域の中で親子が気兼ねなく集い、つながり合うことができる拠点としての位置づけを強化する。

■地域子育て支援拠点事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人回)	10,111	9,841	9,607	9,337	9,113
②確保の内容(力所)	2	2	2	2	2

⑤一時預かり事業

提供体制、確保策の考え方

○幼稚園における1号認定者、2号認定者の預かり保育については、一時預かりは、一時預かり事業(幼稚園型)の実施と、幼稚園での預かり保育の実施により見込み量をまかなえる提供量の確保に努める。

○幼稚園以外における一時預かりは、保育所での一時預かり事業の実施と、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員確保等による体制整備により、見込み量をまかなえる提供量の確保に努める。

■一時預かり事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人日)		8,600	8,640	8,335	8,007	7,788
②確保の内容(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)(人日)	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く) (人日)	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)(人日)	0	0	0	0	0
②-①(人日)		28,200	28,160	28,465	28,793	29,012

⑥病児・病後児保育事業

提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業において、病児保育に対応したスタッフ会員数を拡大するとともに、依頼会員となる利用者への周知を図りながら、引き続き実施する。潜在的ニーズも高く、今後、見込み量を上回る需要がある場合には、現提供量でまかなうことができない可能性もあるため、常時受入可能な施設の確保に努める。

■病児保育事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人日)	20	20	20	20	20
②確保の内容(人日)	260	260	260	260	260
②-①(人日)	240	240	240	240	240

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

提供体制、確保策の考え方

○岩出市との共同での事業として、1事業者での実施を継続し、見込み量をまかなえる提供量の確保に努める。

■ファミリー・サポート・センター事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人日)	254	360	510	723	1,024
②確保の内容(人日)	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
②-①(人日)	1,946	1,840	1,690	1,477	1,176

⑧妊婦健康診査事業

提供体制、確保策の考え方

○国の示す「望ましい基準」にしたがって、妊婦健診が適正・確実に行われるように支援する。

■妊婦健康診査事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人回)	406	397	386	377	366
②確保の内容(人回)	406	397	386	377	366
②-①(人回)	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業

提供体制、確保策の考え方

○従来どおり、乳児家庭への全戸訪問を実施し、訪問率を向上させる。

■乳児家庭全戸訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人)	406	397	386	377	366
②確保の内容(人)	406	397	386	377	366
②-①(人)	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業

提供体制、確保策の考え方

○従来どおり、養育支援が必要な家庭への訪問を実施する。また、関係機関との連携強化に努める。

■養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人)	50	60	60	70	70
②確保の内容(人)	50	60	60	70	70
②-①(人)	0	0	0	0	0

⑪利用者支援事業

提供体制、確保策の考え方

○現在実施している地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)の内容を強化する形で、平成27年度から利用者支援事業を実施する。

■利用者支援:「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(力所)	1	1	1	1	1
②確保の内容(力所)	1	1	1	1	1
②-①(力所)	0	0	0	0	0

【任意記載項目】

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

国の考え方

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性等）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

-
- 現時点では、市内に認定こども園はありませんが、今後本市が直面している少子化による児童数の減少や村民のニーズ、公立幼稚園のあり方などを十分に検討し、平成29年度以降の認定こども園の設置を目指します。
-

第5章 計画の推進体制

本計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、いきいきとした活力あるまちづくりを進めるにあたって、子育て家庭や行政だけが担うのではなく、地域社会全体の課題として取り組んでいくものです。

第1節 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっていることから、保健福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、庁内の推進体制として、子育て支援課において計画の進捗状況の管理及定期的な評価を行うとともに、その結果を広く市民に公表し、透明性を図ります。

第2節 関係機関の連携

本計画の推進にあたっては、家庭・学校・地域・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら協力しあい、施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

さらに、子育て支援施策については、子ども手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

第3節 地域の人材の確保と連携

市民の多様化する子育て支援ニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

第4節 社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、経済・社会情勢、国の政策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応しながら着実な推進に努めます。

また、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

資料

1. 紀の川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、紀の川市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)学識経験のある者

(2)法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業を実施する団体の代表者

(3)法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4)法第6条第2項に規定する保護者

(5)公募による市民

(6)その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 紀の川市子ども・子育て会議委員名簿

所 属	職名	氏 名
和歌山大学経済学部	准教授	金川 めぐみ
社福)檸檬会	理事長	前田 効多郎
学法)智徳幼稚園	園長	藤田 源吾
学童クラブ)こどもくらぶ	指導者代表	矢野 美智子
NPO 法人 Com 子育て環境デザインルーム	理事長	松本 千賀子
紀の川市立長田保育所	所長	曾和 幸子
社福)陸美会 名手保育園	園長	忠岡 美弥
学法)内山学園 あおば幼稚園	教諭	土野 智津子
保育園児保護者代表		田岡 亜希
保育園児保護者代表		稲垣 まどか
幼稚園児保護者代表		橋本 奈予巳
公募市民		真砂 美香
公募市民		長岡 ちづる
紀の川市民生委員・児童委員 連絡協議会	主任児童委員	坂口 広子
紀の川市教育部	部長	山本 弘茂
紀の川市保健福祉部	部長	服部 恒幸
計		16名

事務局

紀の川市保健福祉部	次長	西坂 善行
紀の川市保健福祉部 子育て支援課	次長兼課長	榎本 守
〃	課長補佐	片山 享慈
〃	係長	増田 幸司

3. 計画の進捗

平成 25 年 10 月 1 日	紀の川市子ども・子育て会議委員任命
平成 25 年 11 月 11 日	第 1 回紀の川市子ども・子育て会議
平成 25 年 12 月	子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査
平成 26 年 3 月 31 日	第 2 回紀の川市子ども・子育て会議
平成 26 年 6 月 25 日	第 3 回紀の川市子ども・子育て会議
平成 26 年 8 月 27 日	第 4 回紀の川市子ども・子育て会議
平成 26 年 12 月 12 日	第 5 回紀の川市子ども・子育て会議
平成 27 年 1 月	計画案についてのパブリックコメント
平成 27 年 2 月	第 6 回紀の川市子ども・子育て会議